

# 平成24年玉村町議会第3回定例会会議録第1号

平成24年9月4日（火曜日）

## 議事日程 第1号

平成24年9月4日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 請願の付託
- 日程第 6 報告第 5号 平成23年度玉村町土地開発公社決算報告について
- 日程第 7 報告第 6号 平成23年度財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
- 日程第 8 報告第 7号 平成23年度財団法人玉村町農業公社決算報告について
- 日程第 9 議案第38号 平成23年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第10 認定第 1号 平成23年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 平成23年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 3号 平成23年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 4号 平成23年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 5号 平成23年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 6号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 7号 平成23年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第17 報告第 8号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第18 報告第 9号 平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第19 議案第39号 平成24年度玉村町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第40号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第41号 平成24年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第42号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第43号 平成24年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第44号 工事請負契約の締結について（玉村町B&G海洋センター大規模改修工事）
- 日程第25 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三友 美恵子 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	宇津木 治宣 君	14番	石川 眞男 君
15番	島田 榮一 君	16番	浅見 武志 君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	新井 道憲 君	総 務 課 長	重田 正典 君
経営企画課長	金田 邦夫 君	税 務 課 長	月田 昌秀 君
健康福祉課長	小林 訓 君	子ども育成課長	佐藤 千尋 君
住 民 課 長	井野 成美 君	生活環境安全課長	高橋 雅之 君
経済産業課長	筑井 俊光 君	都市建設課長	高井 弘仁 君
上下水道課長	原 幸弘 君	会計管理者兼会計課長	松浦 好一 君
学校教育課長	大島 俊秀 君	生涯学習課長	川端 秀信 君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	大嶋 則夫	局長補佐	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

## ○議長挨拶

◇議長（浅見武志君） おはようございます。

平成24年玉村町議会第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には、公私ご多用の中ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。今定例会は、決算議会ともいふべき9月議会を迎えたわけではありますが、審議結果が新年度予算に反映され、また明日の玉村町のまちづくりの一助となる意義ある議会であります。

さて、今定例会には、平成23年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定に係る議案や補正予算案など重要な議案が町長から後ほど提案されます。また、監査委員より各会計の決算認定、玉村町健全化判断比率及び資金不足比率の意見書の報告などを、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重なる質問や質疑を行っていただき、スムーズな議事運営に当たられ、適正にして妥当な審議結果が得られますようお願いするものであります。また今回は、一般質問の通告が9名の議員からなされておりますが、活発な議論がなされるものと期待するところであります。

議員並びに町長を初め執行各位には、残暑厳しき折、体調に十分留意され、今定例会に臨んでいただくようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。



## ○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（浅見武志君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年玉村町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第1 諸般の報告

◇議長（浅見武志君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による随時監査の結果、財政援助団体等の監査結果が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が議長に報告されております。6月から8月までの報告は、お手元に配付したとおりであります。

次に、議員派遣終了報告書が提出されております。研修内容等は、お手元に配付したとおりであります。



## ○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（浅見武志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第120条の規定により、1番笠原則孝議員、2番石内國

雄議員の両名を指名いたします。



### ○日程第3 会期の決定

◇議長（浅見武志君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る8月28日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

筑井あけみ議会運営委員長。

〔議会運営委員長 筑井あけみ君登壇〕

◇議会運営委員長（筑井あけみ君） おはようございます。議会運営委員長の筑井あけみでございます。9月の4日という日にちですが、ことしの猛暑に続き、9月といっても大分暑い日が続くのではないかとこの予想の中、第3回の定例会が開会されますが、報告をいたしたいと思っております。引き締めたいと思っております。

平成24年玉村町議会第3回定例会議会運営委員長報告。平成24年玉村町議会第3回定例会が開催されるに当たり、去る8月28日、午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日9月4日から9月14日までの11日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、報告5件、認定7件、議案7件の19議案を予定しております。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず各委員長より閉会中における所管事務調査報告を行います。次に、請願の付託を行います。続いて、町長より報告第5号から報告第7号まで、3件についての一括報告があります。次に、議案第38号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、認定第1号から認定第7号までの7議案について一括提案説明があり、監査委員の審査意見報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、審査の付託を行います。次に、報告第8号及び報告第9号の2件について一括報告及び監査委員の審査意見報告を行います。その後、議案第39号から議案第43号までの5議案について一括提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第44号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。最後に、一般質問を行います。質問者は4人です。

日程2日目は、本会議が午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は5人です。本会議終了後、決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。

日程3日目は、総務常任委員会を開催します。

日程4日目は、経済建設常任委員会を開催します。

日程5日目と6日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程 7 日目は、文教福祉常任委員会を開催します。

日程 8 日目と 9 日目は、決算特別委員会を開催します。

日程 10 日目は、事務整理のため休会といたします。

日程 11 日目は、最終日とし、午前 11 時から議会運営委員会を開催し、その後、本会議を午後 2 時開議、決算特別委員会に付託された認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 議案の審査結果について委員長の報告があり、質疑、討論、表決を行います。その後、委員会に付託された請願について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申し出、議員派遣の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（浅見武志君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成 24 年玉村町議会第 3 回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から 9 月 14 日までの 11 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から 9 月 14 日までの 11 日間と決定いたしました。



## ○日程第 4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（浅見武志君） 日程第 4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

柳沢浩一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇総務常任委員長（柳沢浩一君） おはようございます。総務常任委員会における閉会中の所管事務調査について報告を申し上げます。

次により、所管事務等の調査が終了したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

8 月の 7 日に北群馬郡の榛東村、かねてより玉村町とも町村同士としていろいろ親交のあるところでございますけれども、そこに大規模ないわゆるメガソーラー発電所が建設をされ、7 月 1 日に稼働したということを受けて、あの人口 1 万 4,000 の小さな村が、なぜ今や世界のソフトバンクと言われる、あの大きな会社との交渉に成功し、誘致できたのかという、その辺の観点について調査をしたいなということで調査に行ってまいりました。

出席者については、全委員並びに浅見議長、それから事務局長、大嶋則夫、対応者については、榛東村のほうから当日、村長さんからも冒頭のご挨拶をいただき、議長さん、それから事務局長さん、

あるいは副議長さんもおいででしたし、総務委員長さんもおいでということで、玉村町との日ごろの親交の深さというか、交流の深さを改めて感じたところであり、歓迎に対して、この場をかりて改めてお礼を申し上げたい、こう思います。説明者がまた榛東村の自然エネルギー推進対策室長、対策室の室長である中島さんという方ですけれども、50がらみの美人でしたが、まさに立て板に水のように、あらゆることを、今回の自然エネルギーの誘致から稼働に至るまでの経緯について、よく熟知をしておられるというふうに感じたところでもあります。

調査の経過についてですけれども、全体を含めてかいつまんで報告したいと思います。つまり、ソフトバンクが3.11の災害を受け、そして原発のあの事故を受けて、ソフトバンクが5月にこの分野に参入するということが記者発表しております。しかしながら、榛東村が恐らく動いたのは、それ以前だと思うのです。もちろん公式にはそうは申し上げませんが、それが誘致への1つの大きな力になったし、しかも執行と議会、そして村民の皆さんとの迅速な意思の疎通が図れ、そして意思決定がしっかりとされたというところに誘致成功の秘訣があったのだらうというふうに思っております。

メガソーラー発電所とはということでもありますけれども、これはご参照をいただきたいと思います。

発電した電力を東京電力に売電をして、その収入の一部を地代として榛東村に納めるという、そういう協定になっているそうです。いろいろ問題もあったようですけれども、次の立地場所、問題点というところで説明をしたいと思います。立地については、元ゴルフ場の跡地で、閉鎖になったゴルフ場の跡地です。ですから、今や無用の長物と化していたところをこうして整地をしてこの事業にこぎつけたということでもあります。

場所は、八州高原という標高約1,000メートルのところにあります。関八州を見渡すことのできる風光明媚な自然の宝庫であるというふうに思ったところではありますが、まさにそのとおりであります。問題がなかったわけではなくて、所在地はゴルフ場であり、土地が平たんでない。必要とするのは、約5ヘクタールもの平たんな面積が必要であり、榛東村のような風光明媚なきれいなところというのは起伏あり、5ヘクタールの平たん地を確保するのは難しいというふうなことでありました。また、高所のため霧の発生が多いということで、朝晩の発電効率の低下というものが懸念をされていた。また、現地は、役場庁舎より車で約20分かかるようなところでありまして、その間、ゴルフ場の閉鎖以来、道路は荒れ果てておりました。

まず、土地の造成でありますけれども、地元企業である佐藤建設さんというところが、私どもにやらせてほしいというふうなことでお願いをしたというふうにありますけれども、私の感じた説明、もちろん担当者はそうは申し上げませんが、説明を受けたニュアンスでは、この佐藤建設工業さんが、我が社は、CO<sub>2</sub>削減も社是としている。当社が持つ機動力を駆使し、採算ベースを落としてでもこの事業に協力したい、そういう申し入れがあったというふうなことでございますが、私の受けたニュアンスでは、相当赤字を追ってでもやれますよという、そういう申し出をいただいたというふうに私

は受け止め、聞き取れたかなど、こう思っておるところであります。そうした企業の協力があって、また霧の問題もありましたけれども、これは実際に稼働してみたら意外と影響が少なかったということで、また霧の問題を朝晩の効率の低下を防ぐためにパネルの数を、総数1万枚あるのですけれども、通常よりもふやしてあるというふうなことであります。また、一般の町民がボランティアで道路の整備に当たり、看板の立てかえや覆いかぶさった枝などの整備など、協力をしていただいたということでもあります。

今後の課題と期待ということでもありますけれども、やっぱり8月7日に行った時点では、まだ新聞報道等では、余り見聞しませんでしたが、もうその後、前橋市、渋川市、太田市は既に7月1日に稼働しております。前橋市、渋川市、さまざまところでこの太陽光発電に取り組んでいきたい、あるいは実施の方向で進める、実施をするというふうな、そういう自治体が続々と出ております。そうした中で、今夏も原発の稼働がなければこの夏は乗り切れないというふうな話がありましたけれども、実際は、原発の稼働1カ所はやったのでしょうか。皆さんにお聞きするわけにはいかない。原発の稼働がほとんどない中でもこの夏を乗り越えたという、そういう現実があるわけです。そこへ来て、今回のきょうの新聞にもどこかあったと思いますけれども、続々とメガソーラー、あるいは自然エネルギーの活用をすることによって発電量が増加をして、今買い取り制度、1キロワット42円か何かで東電が買ってくれることを約束しているわけですが、この辺がどう守り切れるかというところが1つの課題だろうというふうに思いますが、原発依存の比率の低下は、国民の多くが願っているところでもあり、大いに今後も活用を期待したいと、こう思っております。メガソーラー発電所の概要については、見ていただければと思います。

最後に、考察ということですが、シャープ製のパネルが、いろいろシャープも今議論を醸しているところですが、約1万枚、約5ヘクタールの中に整然と並んでいる様子は、大変壮観でありました。他に先駆けて導入されたソーラーシステムが多くの再生自然可能エネルギー開発の先兵となることが期待されている。情報入手から、そして事業決定に至る間、この間の榛東村の議会と執行、行政との一体となった取り組みは、玉村町においても、今後のいろんな事業決定の中でも参考にするとところがあるのではないかとこのように考えます。

また、玉村町においても、メガソーラーに限らず再生可能エネルギーの導入ということについては、課題の1つとして、今後町長を初め我々も含めて検討をしていく必要があるのではないかとこのように考えております。

以上で総務常任委員会閉会中の事務調査報告を終わります。ありがとうございました。

◇議長（浅見武志君） 以上で、総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

川端宏和経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 川端宏和君登壇〕

◇**経済建設常任委員長（川端宏和君）** おはようございます。経済建設常任委員長の川端宏和でございます。経済建設常任委員会所管事務調査報告をいたします。

所管事務等の調査が終了いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

平成24年8月20日、視察地は埼玉県児玉郡上里町で調査を行いました。調査事項といたしましては、関越自動車道上里サービスエリアへのスマートインターチェンジ設置と、その周辺地区の整備事業の概要について調査いたしました。出席委員は、委員全員と議長、また議会事務局長に同行していただきました。対応者は、以下のとおりでございます。

調査経過といたしましては、高崎・玉村スマートインターチェンジ、これは仮称でございますが、平成25年度にも完成予定の関越自動車道と平成26年度開通予定の東毛広域幹線道路の交差点周辺の開発を話し合うため、スマートインター周辺地区まちづくり協議会が設立されました。町は、交通の利便性を生かして企業誘致を軸に開発を進める考えであり、これを受け当委員会は、埼玉県上里町を視察し、関越自動車道上里サービスエリアへのスマートインターチェンジ設置と、その周辺地区の整備事業の概要について調査を行いました。

上里町は、埼玉県北部に位置し、町を東西に関越自動車道が横断しています。関越自動車道上里サービスエリアは、埼玉県の北の玄関口として、1日2万人の利用者がある全国的にも利用率の高いサービスエリア施設でございます。この地域資源である上里サービスエリアが持ち合わせたポテンシャルを最大限活用し、さらなる地域振興を図ることを目的に、上里サービスエリア周辺地区整備事業を計画しました。この事業計画では、関越自動車道上り車線に産業団地や農村活性化施設、これは物産館及び農産物直売所等でございます。下り車線を産業団地とし、関越自動車との連結接続方法として、上下線にそれぞれスマートインターチェンジを設置するものでございます。

事業場所は、上里サービスエリア周辺ということでございます。事業主体は、上里町土地開発公社。用地に関しましては、土地開発業者が取得しまして、土地造成後分譲するというところでございます。施設整備は、上里町が建設し、町及び農業団体が管理運営と聞いております。事業面積に関しましては、17.6ヘクタールということで、上り車線沿線が約6ヘクタール、下りが約11.6ヘクタールとなっております。施設計画におきましては、下り側が工業団地及びスマートインター用地、上り側が工業団地、農村公園、農産物直売所等が設置されると聞いております。推進経過におきましては、以下に書いてあるとおりでございますので、ごらんください。

最後に、考察といたしまして、上里サービスエリアは、関越自動車道の練馬インターチェンジから75.5キロ地点にあり、南西側5.9キロメートルには、国道462号と結節する本庄児玉インターチェンジ、北西側約4.9キロには、上信越自動車道と結節する藤岡インターチェンジが供用されております。また、北西側約6.5キロメートルには、事業中の高崎・玉村スマートインターチェンジがございます。インターチェンジ間距離のバランスがよい位置にある。整備効果としては、サービスエリア周辺地区産業団地の整備による工業の振興、農村公園、農業団体等の施設整備による農業の

振興、第3次救急医療施設へのアクセス性、観光地へのアクセス性、交通分散による混雑緩和が期待されております。防災では、緊急時のリダンダンシー確保、防災拠点機能の確保等、整備効果が期待されているとしております。

我が玉村町におきましては、道の駅や農産物直売所などを置いた複合的な集合、集客施設の建設、また企業誘致に向けて協議を進めているところでございますが、農地転用等課題も多いのは事実でございます。東毛広域幹線道路や幹線道の建設が進む現状や、広域交通基盤を生かし、町の活性化に向け努力を期待するものでございます。

以上、委員会の調査報告といたします。ありがとうございました。

◇議長（浅見武志君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

備前島久仁子文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇文教福祉常任委員長（備前島久仁子君） おはようございます。文教福祉常任委員長の備前島久仁子でございます。文教福祉常任委員会の閉会中の所管事務調査が終了いたしましたので、ここに報告いたします。

日程は8月の21日、埼玉県南埼玉郡の白岡町、白岡町総合運動公園とテニスコートの改修について調査をしてまいりました。出席委員、随行者、説明者は、お手元に配付しました資料をごらんになってください。

調査経過です。白岡町総合運動公園と人工芝テニスコートの施設の概要と利用状況について。白岡町は、人口約5万人、世帯数が1万9,000戸、都心まで40キロの距離と、JRの駅が2つあるという好立地のため、大型マンションの建設が進み、人口も少しずつふえて、この10月には市へ移行することが決まっております。面積は、玉村とほぼ同じであります。白岡町運動公園は、健康維持、体力づくり、憩いの場として平成9年に整備し、総額68億9,000万円をかけて完成しております。面積は12.7ヘクタールであります。玉村町は8.8ヘクタールです。有料施設の年間利用者が約7万4,000人、玉村町は6万5,000人です。そのうちの半数がテニスコートの利用者でありました。施設の年間利用料収入は748万円で、玉村町は143万円です。陸上競技場、野球場、ソフトボール場、テニスコート、ゲートボール場は、有料の施設であって、1時間単位で料金が設定されております。玉村町は、半日単位で料金が設定されております。久喜市や春日部市などの広域圏内の利用者もふえて、サッカーやソフトボール大会、テニス大会などが活発に行われているそうです。施設の使用の受け付けは、窓口とインターネットからの予約が可能で、受け付け期間は、町内の人、広域圏内の方は、利用する日の2カ月前から、広域圏外の方は、1カ月前から受け付けをしているそうです。現在は、温水プールと運動公園を一体として業務委託しています。テニスコートは、公式テニスのための人工芝のコートが5面、軟式テニスのためのクレーのコート、砂のコートです、

これが3面整備されております。人工芝コート、フェンス、防風ネット、U字溝、附帯整備、夜間照明などを入れて7, 880万円をかけて整備しております。

この白岡町の総合運動公園は、400メートルのトラックのある陸上競技場やサッカー場、それから砲丸投げ、やり投げ、円盤投げ、走り高跳びなどができる総合運動場がありました。野球場、それから多目的広場、テニスコート、ゲートボール場、そしてジョギングコースなどがあります。

考察、白岡町は以前は玉村町のように昔ながらの田園風景に囲まれたのどかな町であったようです。都心から40キロ、2つのJRの駅があり、都心までの通勤が可能であることから、人口も増加傾向にあり、スポーツも活発に行われているようです。人口からすると、年間の利用者に大きな差はありませんが、利用料の違いに差があることがわかります。野球場は、白岡町は1時間1,400円で貸しております。玉村町は、半日1,050円です。テニスコートは、白岡町1時間500円、玉村町は半日で310円であります。シャワー施設も50円と有料でありました。都心に近いこともあり、スポーツジムに通うことを考慮すれば、こうした金額であっても適正かと考えられます。広域圏内の利用者を町民と同じように2カ月前から受け付けをしている点、窓口に行かなくてもインターネットからも施設の予約ができる点は、利用者の拡大につながっているようでもありました。テニスコートは、人工芝を張ったコートであり、ナイター照明があるため夜間の使用者も多く、雨が降った後でも水はけが非常によく、高齢者や膝に負担が少ないコートであり、現在はこの人工芝のコートが非常に一般的となっております。玉村町の運動公園は、建設から既に30年が経過しております。今まで運動公園の移転の問題もあり、建設当時のままの状態では使ってはきましたが、トイレや管理棟、テニスコートなどは、老朽化が目立っております。テニスコートは、当時一般的だったコンクリートのハードコートであり、コートのあちこちに亀裂が入り、穴を埋めながら使用しています。ハードコートをいまだに使っているのは、県内でもわずかであります。高齢化したテニスプレーヤーなどから人工芝のコートをという声も随分上がっております。玉村町のテニスコート利用者は、年間で約1万1,000人、運動公園の利用者6人に1人が利用しております。コートを整備して環境を整えれば、さらに利用者はふえると予測されております。玉村町の運動公園は、たくさんの町民の憩いの場となっており、スポーツの場として活用されております。30年が経過した今、それぞれの施設を改修して健康増進に励んでもらうべきであると思えます。

以上で委員会の調査報告といたします。

◇議長（浅見武志君） 以上で、文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。



## ○日程第5 請願の付託

◇議長（浅見武志君） 日程第5、請願の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常

任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

平成24年9月4日

玉村町議会第3回定例会

### 請 願 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	請願者又は代表者 住 所・氏 名		付 託 委員会等
1	24. 8. 9	「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書提出に関する請願書	紹介議員	宇津木 治宣	文教福祉 常任委員会
			佐波郡玉村町大字五料538-2 玉村町精神障害者友の会 代表 服部 徳樹		

◇

○日程第6 報告第5号 平成23年度玉村町土地開発公社決算報告について

○日程第7 報告第6号 平成23年度財団法人玉村町文化振興財団決算報告について

○日程第8 報告第7号 平成23年度財団法人玉村町農業公社決算報告について

◇議長（浅見武志君） 日程第6、報告第5号 平成23年度玉村町土地開発公社決算報告についてから日程第8、報告第7号 平成23年度財団法人玉村町農業公社決算報告についてが提出されました。

これより公社、財団に関する3件の決算報告を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） おはようございます。

過日の玉村町「田園夢花火2012 第24回たまむら花火大会」が、皆様方のご協力により、こどもも盛大に開催することができましたことを厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、ふるさとまつりを初め夏の恒例行事につきましても、盛大に開催ができましたこと、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。さらに、各地区におきましても、納涼祭が活気あふれる中、子供たちから高齢者の皆様方までの地域のきずなづくりが各区長さんを中心に行われましたことを、大変町としては感謝をする次第でございます。

さて、本日、平成24年玉村町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、ご参会をいただき、本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼申し上げます。本定例会は、本日から9月14日までの

11日間、19議案につきまして提案をさせていただき、ご審議をお願い申し上げます。誠心誠意論議を尽くしてまいりたいと存じますので、貴重なご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。各議案の内容につきましては後ほどご説明をさせていただきますが、慎重にご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。また、平成23年度決算認定につきましては、それぞれ会計別に適切に執行いたしましたので、ご認定を賜りますようお願い申し上げます、報告に入らせていただきます。

報告第5号 平成23年度玉村町土地開発公社決算報告について、土地開発公社理事長より平成24年5月28日付で平成23年度玉村町土地開発公社決算報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたします。

決算の概要につきましては、公有地の拡大推進に関する法律に基づく町からの委託業務と、工業用地の造成事業に伴うものでございます。ただし、23年度は、町からの委託業務はございませんでした。内容は、東部工業団地拡張事業の開発中土地造成事業におきまして、昨年度までに実施した工事に借入金利子を加算し、事業を完成させるもので、金額にして685万2,240円を執行いたしました。平成23年8月1日に土地売買契約を締結し、面積4万9,535.15平方メートル、金額にして8億5,649万5,546円で売却を実施いたしました。

本年度決算は、収益的収支につきましては、収入8億5,728万8,842円、支出8億5,131万8,485円となり、差し引き597万357円の収益を計上いたしました。

資本的収支におきましては、収入はなく、支出8億3,385万2,240円、これは土地の造成費用となっております。差し引き収支不足額8億3,385万2,240円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

以上で平成23年度土地開発公社決算にかかわる報告といたします。

報告第6号 平成23年度財団法人玉村町文化振興財団決算報告について、財団法人玉村町文化振興財団理事長より平成24年5月31日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたします。

決算の概要につきましては、収入合計額5,809万7,158円であり、町への補助金返還分を含む支出合計額も同額でありました。また、補助金について、平成23年度補助事業等実績の報告時に精算を行った結果、補助金確定額を4,531万6,988円とし、既に交付した5,000万円から財団の繰越金相当額である468万3,012円の返還を受けました。

事業種別につきましては次の5種とし、鑑賞事業4本、共催事業4本、住民参加型事業3本、地域協働事業2本、助成事業2本の合計15事業であります。

なお、事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び収支決算書のとおりであります。

報告第7号 平成23年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告につきましてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町農業公社理事長より平成24年6月19日付で報告書が提出されましたので、地

方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたします。

決算の概要につきましては、当期収入合計が3,702万5,834円、当期支出合計が3,850万6,369円で、当期収支差額は148万535円の赤字でございました。

主な事業内容としては、農地貸借の仲介を行う農地利用集積円滑化事業でございます。玉村町の農業においては、依然として農業従事者の高齢化、後継者不足が進む状況に変化の兆しは見えません。こうした中、平成21年12月に農業経営基盤強化促進法が改正され、新たに農地利用集積円滑化事業が創設され、従来の集落営農組織並びに認定農業者の育成にも寄与するため、農業公社としてもこの事業を推進しておるところでございますが、平成23年度においては、集落営農組織の法人化が進まなかったため、平成23年度末の新規貸借状況は、面積ベースで対前年比4.4%増の348.3ヘクタールの貸借契約がなされております。

次に、農業機械銀行事業は、22年度に比べ、総額で9万9,000円増の65万4,000円でした。前年同様フレールモアーの需要は高く、遊休農地や耕作放棄地の草刈り作業に大いに活用されました。

また、農業生産物等加工販売事業ですが、平成23年度において地元産野菜を素材に使ったクレープづくりを行い、県内及び町内のイベントで好評だったため、将来の直売所開設が実現した場合には主力商品として販売できるよう、完成度を高めていきたいと考えております。

そして、ホールクroppサイレージ事業においては、平成22年度は、町内の業者に作業を委託しましたが、平成23年度においては、作付をした農家自身の手で刈り取り等の作業を行いました。その結果、作業委託費のコストは大幅に削減されましたが、作業中の不幸な事故により1名のとうとい命を失ってしまったことについては、作業自体は順調に進んでいただけに、大変残念な結果となってしまいました。今後に向けて大きな改善点となっております。

その他事業の詳細につきましては、別紙事業報告書並びに収支決算書のとおりでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 以上で、公社、財団に関する決算報告を終了いたします。



## ○日程第9 議案第38号 平成23年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について

◇議長（浅見武志君） 日程第9、議案第38号 平成23年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第38号 平成23年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてご説

明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成23年度水道事業会計決算の結果発生した利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。

前年度1年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は、5,324万2,299円ですが、これは経理上、未処分剰余金に位置づけられます。この未処分利益剰余金の処分について、昨年度までは決算認定とあわせてご審議をいただいておりますが、資本制度が見直され、地方公営企業法等、関係法令が改正されたことに伴い、単独の議案として上程させていただくことといたしました。

内容については、別紙の剰余金処分計算書、これは（案）でございます。のとおり処分させていただくもので、未処分利益剰余金5,324万2,299円を企業債償還に充てるための減債積立金として270万円、欠損金を埋めるための利益積立金として2,000万円、建設改良積立金として3,054万2,299円、それぞれに積み立てるものでございます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

○日程第10 認定第1号 平成23年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第11 認定第2号 平成23年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 2 認定第 3 号 平成 2 3 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 認定第 4 号 平成 2 3 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 認定第 5 号 平成 2 3 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 認定第 6 号 平成 2 3 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 認定第 7 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（浅見武志君） 日程第 1 0、認定第 1 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 1 6、認定第 7 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計決算認定についての 7 議案を一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1 0、認定第 1 号から日程第 1 6、認定第 7 号までの 7 議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 認定第 1 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定によりご説明申し上げます。

まず、決算の概要ですが、歳入総額は 1 0 4 億 6, 3 4 6 万 1, 3 9 1 円、歳出総額は 9 9 億 5, 5 1 3 万 3, 8 9 6 円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は 5 億 8 3 2 万 7, 4 9 5 円の黒字となりました。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源が 4, 3 4 6 万 2, 5 0 3 円でありましたので、実質収支は 4 億 6, 4 8 6 万 4, 9 9 2 円の黒字となり、このうち 2 億 4, 0 0 0 万円を財政調整基金へ積み立てましたので、残り 2 億 2, 4 8 6 万 4, 9 9 2 円については、翌年度へ繰り越すこととさせていただきます。

まず、今年度の歳入の特徴としては、個人・法人町民税が増加したほか、軽自動車税や町たばこ税についても増加したことにより、町税全体で 1. 3 % の増加となりました。また、地方交付税についても増加したことにより、財政調整基金を取り崩さずに積み立てることができました。しかし、国県支出金が大幅に減少したことにより、総額では前年度に比べ 1. 9 % の減少となりました。

次に、歳出ですが、目的別に見ますと、議会費、総務費、衛生費等が増加した一方で、土木費、教育費が減少いたしました。また、性質別に見ますと、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費

等の経常的経費が増加した一方で、投資的経費が減少しました。総額では前年度に比べ0.4%の減少となりました。

さて、当町の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成22年度決算において大幅に改善しましたが、平成23年度決算においては3.1ポイント上昇して87.8%となりました。また、財政力指数についても0.05ポイント下降して0.78となり、それぞれ前年度の指標に比べわずかに悪化をいたしました。しかし、公債費負担比率については、前年度から0.6ポイント改善して11.8%となりました。

なお、地方債残高については、平成16年度をピークに徐々に減少しておりましたが、平成21年度から3年連続して増加し、平成23年度末では前年度に比べ1億3,262万円増加して、95億8,656万円となりました。

一方、財政調整基金の残高については、平成19年度をピークに2年連続して減少しておりましたが、平成22年度から2年連続して増加いたしました。平成22年度の決算剰余金3億円と、発生利子を含む2億5,869万円を積み立てた結果、平成23年度末では前年度に比べ5億5,869万円増加し、31億4,772万円となりました。これまでに述べたように、公債費負担比率についてはやや改善し、経常収支比率、財政力指数については、わずかに悪化をいたしました。しかし、県内の他市町村と比較しますと、依然として良好な状態で推移をしております。町では現在、クリーンセンター長寿化工事や庁舎外壁工事に取り組んでおり、今後も第4保育所の改築や小中学校の大規模改修、東毛広域幹線道路のアクセス道路の整備のほか、高齢者人口の増加に伴う社会保障関連経費の増加など、多額の財源を必要とする事業を抱えております。

今後は、これまで以上に厳しい財政運営が予想されますが、第5次総合計画及び都市計画マスタープランの着実な推進など、効果的な施策を展開することにより、伸長性のある財源を確保し、健全な財政運営を維持していきたいと考えております。

認定第2号 平成23年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入決算額は36億332万770円で、歳出決算額は33億5,650万1,855円でありますので、実質収支額2億4,681万8,915円は、翌年度へ繰り越しました。しかしながら、平成23年度単年度の実質収支額については、6,197万6,382円の赤字であります。

まず、歳入の主なものとして、国民健康保険税は8億9,322万4,033円で、現年分の収納率は91.17%で、前年対比1.39%の増であります。

主な医療費に対する歳入は、国の負担金として、現年度一般被保険者分の療養給付費負担金4億4,309万8,132円と支払基金から交付される退職被保険者分の療養給付費等交付金3億125万9,212円であります。その他の国の負担金については、老人保健医療費拠出金1万2,761円、介護納付金7,158万8,609円、後期高齢者支援金1億4,317万8,583円

であります。

また、国の補助金としては、普通調整交付金が1億5,922万5,000円と特別調整交付金が2,487万6,000円であります。

特別調整交付金については、新たに非自発的失業者に対する国保税軽減に関する経費の補助として67万3,000円が交付になっております。65歳以上の前期高齢者の加入割合により負担調整され、交付される前期高齢者交付金が5億2,860万2,176円であります。

県の支出金としての負担金、補助金については、総額で1億7,624万6,345円であります。

一般会計からの繰入金については、保険基盤安定、事務費、出産育児一時金など1億4,991万4,452円が繰り入れられております。

次に、歳出では、主に保険給付費の支払いで、一般被保険者分と退職被保険者分を合わせて22億2,866万2,903円であります。その他、老人保健拠出金は6万9,248円、介護納付金は2億1,055万4,733円、後期高齢者支援金等については4億6,518万277円であります。

保健事業では、増加する医療費を抑制するため、予防を主眼に特定健診や人間ドックなどを実施し、3,000万4,826円の支出となります。特定健診については、受診者が前年度より増加しましたが、実施計画にある目標値には達しておりません。今後も制度の周知徹底を図り、被保険者の健康維持、意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後もの確な歳入の確保と医療費の適正化をより一層推し進め、安定的な国保の健全運営を図りたいと考えております。

認定第3号 平成23年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入決算額は1億9,009万3,360円で、歳出決算額は1億8,906万8,487円であります。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料は1億4,479万5,900円で、収納率は99.12%であります。一般会計からは、特別会計事務費及び後期高齢者医療広域連合市町村負担金として4,281万3,260円を繰り入れました。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金として、保険料納付金1億4,585万1,000円、保険基盤安定拠出金3,921万1,260円であります。

実質収支額については、102万4,873円で翌年度へ繰り越しました。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢者の方々にご理解をいただけてきたものと思われま。つきましては、今後もこの制度についてご理解をいただけるよう、きめ細やかな対応を行っていくことにより円滑な制度運営を図っていきたいと考えております。

認定第4号 平成23年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入決算額は15億2,967万4,525円、歳出決算額は14億9,088万2,036円  
でありますので、その実質収支額は3,879万2,489円となり、同額を翌年度に繰り越します。

介護保険事業開始から12年が経過し、制度はある程度普及いたしましたが、近年の高齢化率の伸  
びに伴い、歳入歳出ともに前年を上回りました。給付費では、要介護者、要支援者の地域密着型サー  
ビスが著しく、居宅介護サービス、施設介護サービスの給付費も伸びております。

また、地域支援事業では、平成22年度まで高齢者医療確保法の特定健診と同時に、介護保険法の  
特定高齢者把握事業を実施していましたが、法改正に伴い生活機能評価単独での把握が可能となった  
ことから、平成23年度は174万945円の支出となり、大幅な減少となっております。今後も適  
正な介護給付に努め、より信頼される制度として事業運営が行われるよう推進していきたいと考えて  
おります。

認定第5号 平成23年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案  
理由の説明を申し上げます。

まず、歳入決算額は1,081万4,368円、歳出決算額は1,081万4,368円となりま  
す。

介護保険の要介護認定の結果、要支援1、要支援2と認定された方に対して、地域包括支援センタ  
ーの保健師等がケアプランを作成するという平成18年度から始まった事業であり、平成23年度で  
6年が経過したところでもあります。今後も高齢化が進行するのに伴い、要支援1、要支援2といった  
要支援者の認定者の増加も予想されることから、介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努め  
てまいりたいと考えております。

認定第6号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げま  
す。

歳入決算額は11億4,614万6,266円で、歳出決算額は11億2,675万1,286円  
であります。歳入の内訳ですが、下水道事業受益者負担金が3,408万600円、下水道使用料が  
2億4,804万7,690円、国庫補助金が1億4,033万円、一般会計繰入金金が3億1,300万  
円、繰越金が4,059万7,131円、諸収入が483万5,845円、下水道事業債が公共、特  
環、流域合わせて3億6,285万5,000円、県支出金が240万円となっております。

次に、歳出の内訳ですが、下水道費が6億2,672万4,982円、公債費が元金、利子合わせ  
て5億2万6,304円であります。

実施した主な事業ですが、維持管理として管渠及びマンホールポンプの清掃を行い、平成15年度  
から実施しているテレビカメラによる管路内調査を引き続き実施いたしました。調査内容は、管内部  
の状態、不明水などの浸入状況などを調べるもので、昨年度は藤川地内の約2キロメートルを対象と  
いたしました。調査の結果、早急に修繕が必要な箇所については、管渠内の補修工事を行いました。

公共下水道建設事業、これは汚水でございます。では、板井地区、樋越地区及び上福島地区を整備

するとともに、福島及び上福島地区の実施設計を行いました。また、雨水幹線整備事業につきましては、上新田・与六分地内の改修工事、これは蛭堀の改修工事でございます、下新田地内、これは斎田・上之手線の排水路設置工事を行ったわけでございます。

特定環境保全公共下水道建設事業では、斎田地区、板井地区及び角淵地区を整備するとともに、新たに認可区域となった斎田地区、板井地区、樋越地区、下之宮地区及び川井地区において実施設計を行いました。

最後に、平成23年度に実施した下水道の整備状況ですが、公共、特環合わせて施工延長が2,087メートル、整備面積が27.5ヘクタールでございます。これにより年度末の下水道普及率は、65.5%となっております。今後も計画的に整備を進め、的確な歳入の確保と効率的な事業運営を図りたいと考えております。

認定第7号 平成23年度玉村町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額は5億7,016万8,088円で、内訳は、給水収益等の営業収益が5億6,681万7,710円、営業外収益が335万378円でございます。

一方、支出総額は5億1,193万5,119円で、内訳は、営業費用が4億4,477万4,826円、企業債利子などの営業外費用が6,512万1,433円、過年度欠損金等の特別損失が203万8,860円となっております。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は3,059万9,000円で、内訳は、企業債が1,550万円、加入者負担金が1,509万9,000円でございます。

一方、支出総額は2億2,633万2,663円で、内訳は、建設改良費が1億1,577万2,928円、水道メーター等の固定資産購入費が382万7,972円、企業債償還金が1億673万1,763円でございます。

なお、資本的収入において不足した1億9,573万3,663円については、当年度分消費税資本的収支調整額483万8,970円及び当年度分損益勘定留保資金1億2,094万5,061円並びに建設改良積立金6,994万9,632円で補填をいたしました。引き続き、安心、安全な水を供給できるよう維持管理に努めるとともに、経費節減等により効率的な事業経営を図ってまいります。

以上が平成23年度の一般会計を初め各特別会計の歳入歳出決算の概要ですが、去る7月17日から8月2日までの間、監査委員さんに審査をしていただき、その審査意見書が提出されておりますので、監査委員さんの意見書を付して、議会の認定を賜りたくご提案を申し上げます。

なお、その経過と決算の詳しい内容につきましては、決算書並びに決算における主要事業と成果等の説明書を提出させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

次に、認定第1号 平成23年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成23年度玉村町水道事業会計決算認定については監査委員の審査意見が付されております。

審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 重田正典君登壇〕

◇総務課長（重田正典君） それでは、川野、高橋両監査委員から提出されました平成23年度玉村町歳入歳出決算審査意見書のポイントのみを朗読させていただきます。

まずは、2ページをごらんいただきたいと思います。1、審査の対象。1、審査項目。（1）一般会計。①、平成23年度玉村町一般会計歳入歳出決算、（2）、特別会計、①、平成23年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、②、平成23年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、③、平成23年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算、④、平成23年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算、⑤、平成23年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算、（3）、基金の運用状況等、①、財産に関する調書、公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券。

2、審査関係書類。（1）、平成23年度玉村町歳入歳出決算書、（2）、平成23年度決算における主要事業と成果等の説明書、（3）、平成23年度措置状況調書、（4）、平成23年度玉村町歳入歳出決算審査調書。内訳でございます。①、委託業務調べ、②、工事施行状況、③、負担金調書、④、財産（土地建物、取得処分の状況）、⑤、貸し付けまたは借り入れ財産、土地建物。

以上でございます。

（5）、補助金等実績報告書、（6）、平成23年度決算審査資料、（7）、その他平成23年度決算に関する書類等でございます。

2、審査の期間。平成24年7月17日から同年8月2日までの17日間のうち実質11日間、各課等を個別に審査し、同年8月20日に開催した監査委員協議会において、審査結果のまとめを行った。

3、審査の方法。審査に付された一般会計及び特別会計、水道事業会計の歳入歳出決算及び財産の取得管理、処分、基金運用状況等について、形式審査として決算その他関係諸表等（水道事業会計）については、地方公営企業法の規定による書類の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているか、次の項目を主眼に審査を行った。

なお、この審査に当たっては、平成23年度に実施した定期監査及び随時監査並びに毎月実施している例月出納検査も参考とし、かつ関係職員から説明を聴取した。

1、審査事項。（1）、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。（2）、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか。（3）、決算、その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうか

かを主眼として実施した。(4)、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

中ほどの4、審査の結果でございます。審査に付された各会計の決算関係書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、決算書等の数値は、会計管理者及び各課、局、所等が保有する関係帳票と照合し、確認を行った結果、一致し、適正に処理(水道事業会計については、企業会計原則に準拠)されていることを確認した。また、歳入歳出差し引き残高についても適正に処理されていることを確認した。

なお、決算の概要及び実質審査の内容については、以下に記載するとおりであります。ということをごらんいただければと思います。

続きまして、5ページ中ほどの実質審査でございます。(1)、一般会計、ア、決算収支。一般会計の決算収支の状況、表3を見ると、実質収支(形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を引いた額)は、前年度5億8,498万5,000円と比べ1億2,012万円減少(20.5%減少)しましたが、4億6,486万5,000円の黒字となった。また、単年度収支(平成23年度の実質収支から平成22年度の実質収支を差し引いた額)は、1億2,012万円の赤字(前年度は1億4,897万6,000円)の黒字となった。

実質単年度収支(単年度収支に財政調整基金への積立額及び繰上償還金を加え、財政調整基金の取り崩し額を差し引いた額)については、1億3,857万円の黒字、前年度は9,821万3,000円の黒字となった。

財政運営の健全性を示す実質収支比率(実質収支を平成23年度の標準財政規模68億3,501万8,000円で除し100を乗じたもの)は、6.8%であり、近年の推移は、平成18年度7.1、平成19年度7.9、平成20年度6.9、平成21年度6.5、平成22年度8.5%である。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。7ページの下の方です。エ、各指標の推移です。経常収支比率、財政構造の弾力性を示す指標、経常収支比率は、町税や地方交付税が増加したものの、臨時財政対策債の発行額が減少し、人件費や物件費、維持補修費、補助費等の経常経費に充当した一般財源が増加したため、前年度(84.7%)に比べ3.1ポイント上昇し、87.8%となった。②、公債費負担比率、公債費負担比率は、公債費の減少により前年度12.4%に比べ0.6ポイント下降し、11.8%となった。③、財政力指数、町の財政力をあらかず財政力指数は、平成13年度から平成21年度まで上昇、改善が続いていたが、今年度は前年度に引き続き下降し、0.78となり、前年度の0.83を0.05ポイント下回った。

次に、5、将来にわたる財政負担ですが、①、地方債現在高、②、積立金現在高(低額運用基金を除く)は記載のとおりでございます。

次に、③、将来にわたる財政負担です。地方債現在高(債務総額は積立金現在高を差し引いた将来にわたる実質的な財政負担)は、将来の財政運営にとって大きな負担となる。この将来にわたる実質

的な財政負担は、平成23年度末では50億5,870万9,000円で、前年度54億7,854万5,000円に比べ4億1,983万6,000円減少(7.7%減少)となった。なお、これを町民1人あたりに換算すると13万8,000円、前年度14万8,000円となる。

続きまして、(2)、国民健康保険特別会計でございます。ア、決算収支、国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入総額が36億332万1,000円で、前年度34億3,480万4,000円に比べ1億6,851万7,000円の増加(4.9%増)となった。歳出総額は33億5,650万2,000円で、前年度31億2,600万9,000円に比べ2億3,049万3,000円の増加(7.4%増)となった。これにより、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は2億4,681万9,000円となったが、前年度3億879万5,000円に比べると6,197万6,000円の減少(20.1%減)した。

次に、10ページをごらんください。10ページの頭でございます。(3)、後期高齢者医療特別会計でございます。ア、決算収支、後期高齢者医療特別会計の決算状況は、歳入総額が1億9,009万3,000円で、前年度1億9,385万7,000円に比べ376万4,000円減少(1.9%減)となった。歳出総額は1億8,906万8,000円で、前年度1億9,168万3,000円に比べ261万4,000円減少(1.4%減)となった。これにより、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は102万5,000円となり、このうち一般会計返還金が86万円、広域連合への保険料が16万5,000円となった。

続きまして、下から6行目、(4)、介護保険特別会計でございます。ア、決算収支、介護保険特別会計の決算収支は、歳入総額が15億2,967万5,000円で、前年度14億5,509万2,000円に比べ7,458万3,000円の増加(5.1%増)となった。歳出総額は14億9,088万2,000円で、前年度14億2,427万9,000円に比べ6,660万3,000円増加(4.7%増)となっている。これにより、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は3,879万2,000円となり、前年度3,081万3,000円に比べると797万9,000円の増加(25.9%増)となった。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。(5)、介護予防サービス事業特別会計でございます。ア、決算収支、介護予防サービス事業特別会計の歳入歳出総額は、それぞれ1,081万4,000円で、前年度1,008万1,000円に比べ73万3000円増加(7.3%増)となった。

次に、(6)、下水道事業特別会計でございます。ア、決算収支、下水道事業特別会計の決算状況は、歳入総額が11億4,614万6,000円で、前年度13億52万4,000円に比べ1億5,437万8,000円減少(11.9%減)となった。歳出総額は11億2,675万1,000円で、前年度12億5,992万7,000円に比べ1億3,317万6,000円減少(10.6%減)となった。これにより歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は1,939万5,000円と

なり、翌年度に繰り越すべき財源56万円を差し引いた実質収支は、1,883万5,000円となったが、前年度2,027万7,000円と比べると144万2,000円減少(7.1%減少)した。

次に、16ページをごらんいただきたいと思います。16ページの下のほうでございます。V、審査の意見でございます。1、総括意見、一般会計や特別会計、水道事業会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分並びに基金の運用状況については、決算、その他関係諸表等の計数の正確性を検証した結果、その計数は正確であり、予算の執行または事業の経営は、おおむね適正かつ効率的に行われたと認められた。

なお、提出された各審査調書に関する審査の結果及び意見は、以下のとおりであるということであり、(1)の主要事業と成果等から(5)の歳入と歳出の確認につきましては、後ほどごらんいただければと思います。

次に、18ページをお願いいたします。2、一般会計、一般会計の決算収支の状況は、歳入の44%を占める主要な自主財源である町税が前年度に比べ1.3%増加し、46億265万2,000円となり、地方交付税も前年度に比べ3.3%増加し、14億5,460万6,000円となった。しかしながら、国県支出金が大幅に減少したこと等により、総額では前年度に比べ1.9%減少し、104億6,346万1,000円となった。

目的別の歳出ですが、議会費、総務費、衛生費等が増加したが、土木費、教育費等が減少した。また、性質別の歳出では、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等の経常的経費が増加し、投資的経費は大きく減少した。よって、総額では前年度に比べ0.4%減少し、99億5,513万4,000円となり、形式収支は5億832万7,000円、実質収支は4億6,486万5,000円、実質単年度収支は1億3,857万円となり、全て黒字となった。全般を通して見ると、引き続き不透明な経済情勢と厳しい財政状況への認識を持ち、効率的に業務が遂行されているものと認められる。しかしながら、経常収支比率が前年度84.7%に比べ3.1ポイント悪化して87.8%となったこと等から、今後も財政構造の硬直化に対して注意するとともに、引き続き健全な財政運営が図られるよう努め、あわせてさらなる町民福祉の向上のための施策についても積極的に取り組むよう期待する。

3、特別会計。(1)、国民健康保険特別会計、国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入総額が36億332万1,000円で、前年度に比べ4.9%増となり、歳出総額も33億5,650万2,000円で、前年度に比べ7.4%増となった。これにより歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は2億4,681万9,000円となった。

なお、国民健康保険特別会計決算の詳細については、4、審査の結果に記載したとおりであり、おおむね妥当であると認められるが、今後とも引き続き適切な事業運営に取り組まれない。

(2)、後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算状況は、歳入総額が1億9,009万

3,000円で、前年度に比べ1.9%減少した。歳出総額は1億8,906万8,000円で、前年度に比べ1.4%減少となった。これにより、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は102万5,000円となった。

なお、後期高齢者医療特別会計決算の詳細については、4、審査の結果に記載したとおりであり、おおむね妥当であると認められるが、今後とも引き続き適切な事業運営に取り組みたい。(3)、介護保険特別会計、介護保険特別会計の決算収支は、歳入総額が15億2,967万5,000円で、前年度に比べ5.1%増となった。歳出総額は14億9,088万2,000円で、前年度に比べ4.7%増加となった。これにより、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は3,879万2,000円となった。

なお、介護保険特別会計決算の詳細については、4、審査の結果に記載したとおりであり、おおむね妥当と認められるが、今後とも引き続き適切な事業運営に取り組みたい。

(4)、介護予防サービス事業特別会計、介護予防サービス事業特別会計の歳入歳出総額は、それぞれ1,081万4,000円で、前年度に比べ7.3%増加となった。

なお、介護予防サービス事業特別会計決算の詳細については、4、審査の結果に記載したとおりであり、おおむね妥当であると認められるが、今後とも引き続き適切な事業運営に取り組みたい。

(5)下水道事業特別会計、下水道事業特別会計の決算状況は、歳入総額が11億4,614万6,000円で、前年度に比べ11.9%減少となった。歳出総額は11億2,675万1,000円で、前年度に比べ10.6%減少となった。これにより、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は1,939万5,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源56万円を差し引いた実質収支は、1,883万5,000円となった。

なお、下水道事業特別会計決算の詳細については、4、審査の結果に記載したとおりであり、おおむね妥当であると認められるが、今後とも引き続き適切な事業運営に取り組みたい。4、基金の運用状況と公有財産物品基金の管理及び運用状況については、財産に関する調書及び公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券、その他基金の運用状況等に関する資料に基づいて審査した結果、4、審査の結果に記載したとおり、その運用状況を示す書類、計数は正確であり、おおむね妥当であると認められた。今後とも引き続き適切な基金運用に取り組みたい。

続きまして、20ページでございます。平成23年度玉村町水道事業会計決算審査結果及び意見でございます。21ページの7の審査結果から朗読させていただきます。7、審査結果、審査に付された決算書類は、地方公営企業法及び関係法令の定めるところにより作成され、会計処理は、企業会計原則に準拠して行われていた。計数は、上下水道課の所管する帳簿と照合、計数確認を行うとともに、預貯金については、平成24年3月31日現在の水道事業会計、出納取り扱い金融機関の残高証明書と照合を行い、確認した結果、適正に処理されていることを確認した。また、平成23年度に実施した定期監査、随時監査、及び毎月実施している例月出納検査の報告や意見に対する措置状況、契約金

額が50万円以上の委託業務や契約金額が130万円以上の工事施工状況、負担金や補助金の支出、財産の取得、処分の状況、貸し付けまたは借入れ財産の状況等について、提出された調書をもとに確認を行った結果、おおむね適正に処理されていることを確認した。

8、審査意見。有収率については、平成21年度88.9%、平成22年度87.4%と減少傾向にあったが、平成23年度に実施した漏水箇所調査によって、88.4%（前年度比1.0ポイント増）にまで改善された。しかしながら、収益の向上と水の安定供給のためにも引き続き漏水調査未実施地域の調査を適切に実施し、有収率の向上に努められたい。また、平成23年度から計画係を新たに設置し、水道設備、基盤強化に向けた全体計画や実施事業計画、経営計画として水道事業中長期計画及び経営計画書を現在策定中であるが、今後とも健全財政を維持しつつ、安全で安定的な水道事業運営を計画的に実施するためにも、さらなる経営改善に努められたい。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

議員各位に申し上げます。

決算審査に先立っての総括質疑ですが、「議会運営に関する基準（先例）附則1、予算・決算特別委員会に付託される議案の総括質疑は、款・項の範囲で行う」と定められております。したがって、款項の範囲での総括質疑を求めます。

それでは、これより平成23年度各会計ごとの歳入歳出決算認定に係る総括質疑を議案ごとに行います。

初めに、日程第10、認定第1号 平成23年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で平成23年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第11、認定第2号 平成23年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で平成23年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第12、認定第3号 平成23年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で平成23年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第13、認定第4号 平成23年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で平成23年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第14、認定第5号 平成23年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で平成23年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第15、認定第6号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で平成23年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第16、認定第7号 平成23年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で平成23年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

これをもって、7会計に係る総括質疑を終了いたします。



## ○決算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（浅見武志君） お諮りいたします。

認定第1号 平成23年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成23年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの7議案につきましては、議会運営に関する基準第45の2に基づき、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの7議案については、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。



○日程第 17 報告第 8 号 平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○日程第 18 報告第 9 号 平成 23 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

◇議長（浅見武志君） 日程第 17、報告第 8 号 平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第 18、報告第 9 号 平成 23 年度決算に基づく資金不足比率の報告についてが提出されました。

これより 2 件の報告を求めます。

貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 報告第 8 号 平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 指標を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率については、一般会計において赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

また、連結実質赤字比率についても、各特別会計いずれにも赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率についてですが、過去 3 年間の平均値で算出してありまして、平成 21 年度から平成 23 年度までの平均値は、前回は 0.5 ポイント下回る 5.9%となりました。国で定めた早期健全化基準は 25%となっておりますので、この数値もクリアをしております。

最後に、将来負担比率ですが、平成 24 年 3 月末日における基金残高、一般会計の地方債残高や下水道事業特別会計の地方債残高のうち一般会計で負担する残高、全職員が退職することを想定した退職手当などを見込んだ結果、数値は算定されませんでした。

今回報告いたします健全化判断比率については、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その審査意見書を付して報告をさせていただきます。

報告第 9 号 平成 23 年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により報告するものでございます。資金不足比率については、水道事業会計、下水道事業特別会計ともに黒字決算であり、資金不足が生じていないため、数値は算定されませんでした。この資金不足比率についても、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その意見書を付して報告をさせていただきます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 以上で報告を終了いたします。

次に、日程第 17、報告第 8 号 平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日

程第18、報告第9号 平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告については監査委員の審査意見が付されております。

審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

[総務課長 重田正典君登壇]

◇総務課長（重田正典君） 平成23年度財政健全化審査意見書の朗読をさせていただきます。

3番の審査結果から朗読したいと思います。よろしくお願いいたします。

1、総合意見、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。①、実質赤字比率について。平成23年度は、実質赤字額がなく、実質赤字比率は算定されずとなり、早期健全化基準の14.11%と比較するとこれを下回っており、良好と言える。

②、連結実質赤字比率について。平成23年度は、全ての会計が黒字で連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率は算定されずとなり、早期健全化基準の19.11%と比較するとこれを下回っており、良好と言える。

③、実質公債費比率について。平成23年度の実質公債費比率は5.9%、平成21年度6.50435、平成22年度6.26353、平成23年度5.06617の3カ年平均となり、早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回っており、良好と言える。

④、将来負担比率について。平成23年度の将来負担比率は算定されずとなり、早期健全化基準の350%と比較するとこれを下回っており、良好と言える。

(3)、是正改善すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、平成23年度下水道事業特別会計経営健全化審査意見書でございます。同じく3番の審査結果からです。

(1)、総合意見。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。下水道事業は、事業の規模2億5,377万6,000円(前年度2億4,115万6,000円)、歳出額11億2,675万1,000円(前年度12億5,992万6,000円)、歳入額11億4,558万6,000円(前年度12億8,020万5,000円)、剰余額1,883万5,000円(前年度2,027万9,000円)、標準財政規模比0.3%(前年度0.3%)である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20%と比較すると、なお良好な状況にあると認められる。

(3)、是正改善すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、平成23年度水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。

3番の審査結果です。(1)、総合意見書。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。水道事業は、事業の規模5億1,778万5,000円(前年度5億2,348万6,000円)、流動負債9,356万1,000円(前年度6,325万7,000円)、流動資産3億9,009万1,000円(前年度3億7,649万4,000円)、余剰額2億9,653万円(前年度3億1,323万7,000円)、標準財政規模費といたしまして4.3%(前年度4.5%)である。したがって、資金不足比率は算定されずとなり、経営健全化基準の20%と比較するとなお良好な状況にあると認められる。

3、是正改善すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

◇議長(浅見武志君) 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。



○日程第19 議案第39号 平成24年度玉村町一般会計補正予算(第2号)

○日程第20 議案第40号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○日程第21 議案第41号 平成24年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○日程第22 議案第42号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○日程第23 議案第43号 平成24年度玉村町水道事業会計補正予算(第1号)

◇議長(浅見武志君) 次に、日程第19、議案第39号 平成24年度玉村町一般会計補正予算(第2号)から日程第23、議案第43号 平成24年度玉村町水道事業会計補正予算(第1号)までの5議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第19、議案第39号から日程第23、議案第43号までの5議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

◇議長(浅見武志君) 暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時再開

◇議長(浅見武志君) 再開いたします。

---

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第39号 平成24年度玉村町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に3億6,450万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を112億9,698万4,000円とさせていただくとともに、繰越明許費の追加及び地方債の変更をさせていただくものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、国、県支出金合わせて1億6,281万8,000円、前年度繰越金として1億8,908万3,000円、町債については1,260万円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、歳出ですが、職員人件費については、人事異動によるものであり、総額で292万7,000円の減額でございます。総務費については、去る6月下旬の台風により倒れた役場案内看板の建てかえや、協働のまちづくりを推進するためのガイドブックの印刷、玉村ふるさと大使東京会議の開催経費などのほか、防犯灯設置補助金や修正申告等による町税還付金の追加でございます。

次に、民生費ですが、障害者虐待防止法が来月1日から施行されることに伴い、その周知を図るとともに、一時保護施設を確保するものでございます。また、2つの社会福祉法人から民間保育所の設置、運営について申し出を受けておりましたが、待機児童の解消や休日保育の実施など、保育環境の向上が期待されることから、その施設整備費について助成するものでございます。

農林水産業費では、角淵地区の農地・水・環境保全向上対策事業や、水門造成事業の追加でございます。

商工費では、地域経済の活性化と町民の住環境の向上を図るため、昨年7月から実施しております住宅リフォーム支援事業について予想を上回る申し込みがあるため、その助成費用を追加するものでございます。

土木費では、町道217号線、220号線のほか、町内各所の道路改良補修や町営住宅の修繕費等の追加でございます。

消防費では、甘楽町在住の方から、下新田6丁目地内の国道354号線沿い南側の土地、建物、これは土地が宅地で151平米、建物、軽量鉄骨平家建て46.2平米の寄附を受けましたので、これを防災倉庫として利用するための改修費の追加でございます。

教育費では、小中学校や幼稚園、給食センターなどの修繕費等の追加ですが、玉村小学校のプール改修事業については、当初の見込みより施設の老朽化が進んでいることから、その改修経費を追加するものでございます。

なお、繰越明許費の追加ですが、第4保育所改築のための実施設計が今年度中に完了しないことが

見込まれるため、翌年度に繰り越すものでございます。

地方債の変更につきましては、クリーンセンター整備事業の事業費が確定したことに伴う増額でございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

議案第40号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,220万9,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして、平成23年度分の療養給付費等交付金繰越金を488万9,000円増額、一般被保険者前年度繰越金を16万9,000円増額するものでございます。

歳出の主なものは、平成23年度出産育児一時金補助金の実績により、国へ16万円、平成23年度高齢者医療制度円滑運営事業補助金の実績により8,000円、平成23年度退職者医療療養給付費交付金の実績により支払基金へ489万円を返還するものでございます。

議案第41号 平成24年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ672万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億6,586万6,000円と定めるものでございます。内容といたしましては、平成23年度の地域支援事業、介護保険システム改修費の国庫負担金並びに地域支援事業の支払基金交付金の超過交付分に対しまして返還金を計上するものでございます。

歳入で前年度繰越金、システム改修費返還分の事務費繰入金の計上、歳出で地域支援事業、介護保険システム改修費の国庫負担金と地域支援事業支払基金交付金の返還金分の計上でございます。

議案第42号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ543万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,688万2,000円とさせていただくものでございます。補正増の主な理由ですが、補助対象事業の拡大により国庫補助金が増収見込みとなったこと、決算により前年度繰越金の額が確定したこと、国庫補助金の増額や事業の見直しによる起債予定額の減額、職員を1名増員したことによる人件費の増額などでございます。

次に、金額についてですが、歳入では国庫補助金を760万円増額し、繰越金を116万6,000円、下水道事業債を100万円減額するものでございます。歳出では、公共下水道維持管理費について、職員給与費を13万5,000円増額し、公共下水道建設費について、公共ます設置等のための工事請負費を290万円増額し、特定環境保全公共下水道建設費について職員給与費を292万7,000円、工事請負費を3,430万円増額し、委託料を3,100万円減額するものでござい

ます。

最後に、公債費についてですが、支出額の確定により利子償還金を382万8,000円減額するものでございます。

議案第43号 平成24年度玉村町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。まず、収益的収支についてですが、収益的支出の予定額を79万6,000円増額し、総額を5億7,650万3,000円と定めるものでございます。

内容は、人事異動による扶養手当及び期末勤勉手当の不足分を補正するため、職員手当を59万6,000円増額するとともに、過年度分の漏水減免還付金が不足する見込みのため、特別損失を20万円増額するものでございます。

次に、資本的収支についてですが、資本的収入の予定額を2,000万円増額し、総額を2億440万7,000円と定めるとともに、資本的支出の予定額を2,100万円増額し、総額を3億4,544万5,000円と定めるものでございます。内容は、配水管布設工事、これは川井地区でございます。川井地区の工事請負費が不足するために2,100万円増額し、財源となる企業債を2,000万円増額するものでございます。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

日程第19、議案第39号 平成24年度玉村町一般会計補正予算（第2号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20、議案第40号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第21、議案第41号 平成24年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第22、議案第42号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第23、議案第43号 平成24年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

○日程第24 議案第44号 工事請負契約の締結について

（玉村町B & G海洋センター大規模改修工事）

◇議長（浅見武志君） 次に、日程第24、議案第44号 工事請負契約の締結について（玉村町B & G海洋センター大規模改修工事）について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第44号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。

玉村町B & G海洋センター大規模改修工事につきましては、条件つき一般競争入札を行ったところ、6業者の参加申し込みがあり、8月6日に入札執行をいたしました結果、前橋市上新田町626番地の1、株式会社大信工業、代表取締役、熊木隆が消費税込み6,352万5,000円で落札をいたしました。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、海洋センター建設後14年が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、大規模な改修工事を行うものでございます。主な改修内容としては、プール缶体全面塗装、プールサイド床面全面改修、更衣室等のバリアフリー化、空調、ろ過設備等の修理を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。午前11時30分より再開いたします。

午前11時16分休憩

午前11時30分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

○日程第25 一般質問

◇議長（浅見武志君） 日程第25、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

一 般 質 問 表

平成24年玉村町議会第3回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 国民健康保険税の課税状況等について問う 2. 再生可能エネルギーの検討、研究は行っているのか 3. 町内の朝の交通渋滞緩和策について問う	笠 原 則 孝
2	1. 玉村町でも再生可能エネルギーの利用推進を 2. 町道の整備を積極的に 3. 道の駅計画の状況は	石 内 國 雄
3	1. 特色ある町づくりの具体案を問う 2. 観光政策について 3. 玉村町経営改革町民会議の意見、提言をどれだけ町政に反映しているか 4. JAの支所統合問題の進捗状況について	島 田 榮 一
4	1. (仮称)高崎・玉村スマートインターチェンジ周辺の開発について 2. 小中学校の2学期制の再検討を	宇津木 治 宣
5	1. 五料地区防災公園計画について再度問う 2. 小中学校の2学期制について 3. 小中学生の登校拒否いじめ問題について	高 橋 茂 樹

順序	質 問 事 項	質 問 者
6	1. 子育て支援体制のさらなる充実を求む 2. 玉村町経営改革に関する意見書について	三 友 美恵子
7	1. 無人ヘリコプターによる農薬空中散布の早期中止を検討すべき 2. スポーツ振興を掲げ、健康寿命を上げる取り組みを	備前島 久仁子
8	1. 通過地点から目的地となる施策は 2. 自主防災組織の現状 3. 第2の人生を支援 4. 田園花火が終わって	川 端 宏 和
9	1. 玉村町立小中学校の教育の諸問題について問う 2. 太陽光発電とLEDの導入について再度問う	町 田 宗 宏

◇議長（浅見武志君） 初めに、1番笠原則孝議員の発言を許します。

〔1番 笠原則孝君登壇〕

◇1番（笠原則孝君） 皆さん、こんにちは。皆さん、きょうは暑い、熱中症対策は、暑い日が続いたので、どうだったですか。9月に入り幾分か暑さも和らぎましたが、まだまだ暑い日が続くようがあります。本日より9月議会が始まりました。いつものとおり議席番号1番笠原則孝がまず第1番最初に一般質問を議長の命を受けて質問させていただきます。

まず初めに、国民健康保険に関する徴収方法として、国民健康保険法76条では、保険料方式であるが、実際は大半の自治体で納税向けの書類では保険料となっているところも、玉村町は税になっていますが、東京なんかそういうところがあります。当町では、どちらをしているのかということをもっと詳しくお聞きしたいということでもあります。

それと、税金をかける賦課方式は、当町では方式が4つありまして、所得割、所得によって割合が違おうと。それから、固定資産税にかける資産割、そして被保険者に均等に係る被保険者均等割、それからそれぞれが世帯を持っています、所得、平等割というのがあるのですが、今後の玉村町の年齢人口層等の推移を想定すると、現在の4方式でいいのかと。また、資産税割は二重課税になり得る関係もあり、町民の負担になっていないのか。県内では既に太田市が平成24年度廃止しました。前橋市は、既に平成21年度に廃止いたしました。それと、当町の賦課限度額77万円、括弧で区切りますと、医療が51万円、支援分が14万円、介護分が12万円となっています。その算定基準は、現状に当てはまっているのか。

なぜこのような質問をしたかという、私たちの同年代の団塊の世代に当たる町民の方が定年退職し、今までは、健康保険は会社の政府管掌保険か、あるいは健康組合の保険に入っていて、個人負担2分の1となっていて、高くも、私の調べた限りでは約32万円から35万円ぐらいだった。退職後は年金生活となり、収入は減少し、わずかながらの住宅の不動産があり、その不動産の固定資産税の24%もの資産割が課され、50万円以上の国保税を払い、この先どのように生活していけるのか不安であるというような多くの町民の声を聞き、このことを心にとめ、執行側は賦課方式を考慮し、廃止すべきであり、資産税が二重課税にならないのか。そして、当町の収納対策や不納欠損はどのような手続で行われているのか伺いたい。

次に、今はやりの、先ほど総務のあれでもやりましたけれども、再生エネルギーの検討研究は、当町は行っているのか。当初再生可能エネルギーということで幅広くしたが、ここでは主に太陽光エネルギーについて質問させていただきます。買い取り価格が1キロワット42円と、予想より10円ぐらい高くなりました。環境に優しい原発に頼らないのソーラーで再生可能エネルギーが最近話題となり、県内では太田市、これが約1.5メガワット。それから、先ほども言いましたとおり、榛東村八州高原、これは皆さんも行ったことあると思うのですが、旧榛名カントリーの跡地です。そこへソフバンク榛東ソーラーパークがことしの7月より太陽光発電の運転開始となり、北群馬郡榛東村では2.4メガワットで約740トンの電力が賄えるそうです。それから、数カ月のうちに多野郡神流町でも現在ゴルフ場の跡地で検討中、そして8月17日付の新聞では、前橋市がやはりメガソーラー促進協議会、それを発足させまして、これは土地所有者と事業者の仲介ということ。そして、なおまた8月21日付では、渋川市が隣の恐らく榛東村にあれしまして、感化されまして、市の所有地にメガソーラー設置を全協で誘致計画を公表しました。それは、市有地の4万6,259平米で、現在無償で農事組合法人に貸していたと。そこで、ソバ畑になってソバをつくったと。それがそこをやりますと一般家庭約530世帯の年間電力が賄えるということで2メガワットを見込んでいる。また、栃木県では、足利市川崎地区、これ渡良瀬川周辺です。佐野市に近いところです。で1.7メガワットの設置を計画。そしてまた、埼玉県大里郡寄居町のホンダ寄居工場では、山1つそっくり買ってしまったところ。2013年、2.6メガワットを計画。周辺地域では続々と計画の名乗りを上げている現状です。

それで、運転開始の古い順では、四国の松山、これは何と1996年3月、17年前です。自主研究、そして北海道稚内、ここが2007年3月、それで私も行ってきたのですが、山梨県の北杜市、これが2008年3月、1.8メガ、これはちょうどブドウを栽培した急流地に傾斜角度10度から15度ぐらいつけて、そこに設置して中央高速のすぐ脇であります。そして、2012年の3月現在、市のメガソーラー計画だけでも合計出力が50万キロワットに迫っています。このうち10万キロワット程度が2012年から13年にかけて相当早く多く稼働し始めています。2013年3月から2012年3月までのことしの3月までの1年間で発表された電力会社以外の民間企業の計画総出力

は、電力会社2020年、これから8年先まで計画が14万キロワットの計画の2倍もいっています。このことからして、我が町玉村町でも再生可能エネルギーの検討、研究を本気に取り組み、行っているのか。そして、まちおこしの起爆剤材料となり得る可能性があるのか詳しく伺いたい。

参考までですが、太陽光は9万5,000、水力が76万、バイオマスが1万と、県内の需要は104万キロワットです。

最後に、3番目の玉村町町内の朝の交通渋滞を緩和する方策をとるよう、朝7時30分ごろの藤岡・大胡線の玉村大橋南側から国道354号上飯島の交差点までの間が渋滞となり、ほとんどくっついてしまいます。ですから、しまむらの信号を、南玉のほうから福島のほうに向かっていきますと、それ町道222号線、東西進行が信号が青になっても一向に進めません。右折車が進行できなく、後続の直進車両が進めないのです。左側通行では右折帯を設けるように、そして上飯島の交差点においては、東側2車線が現在雑草が生えています。そこを改修して左折専用帯を設けなければ、渋滞は解消されません。そこは工業団地に行く車両が相当多いのです。その車両がほとんど大型車、左に曲がれず、あの交差点は、右折帯を確かに設けてあります。でも右折帯を曲がって町内に入るのは1台しかないので。ほとんどが直進か左なのです。ですから、あそこをちょっと考えてやれば、相当渋滞が緩和されると思うのですが、早急に方策を講じるよう申し上げ、1回目の質問といたします。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 1番笠原則孝議員の質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険税の課税状況等についてお答えいたします。最初に、保険料、保険税についてでございますが、玉村町では、国民健康保険法76条のただし書きにありますように、地方税法の規定により国民健康保険税として賦課をしております。ちなみに、全国的には半々というようなことを聞いておりますが、県内では全自治体が税方式を採用しております。

笠原議員の言われるように、玉村町では、国民健康保険税の賦課方式として4方式を採用しております。医療分、後期高齢者支援金、介護保険金としてそれぞれ応能応益割があり、応能割は、所得割と資産割に分かれ、それぞれ税率が決まっております。また、応益割は、均等割と平等割に分かれ、それぞれ金額が決まっております。資産割につきましては、固定資産税の二重取りというような批判もあるということで、3方式への移行を実施した自治体や検討中の自治体もあるようでございますけれども、現在県内では35市町村中資産割を取り入れた4方式が28市町村、資産割をなくした3方式が7市町村となっております。問題は、今後高齢化がますます進む当町としては、大きな資産は持っているが、収入が年金に限られるといった方が年々ふえてくることも予想されます。しかしながら、資産割をなくすということは、現在資産割でいただいている国保税を所得割に転嫁しなくてはなりませんので、現役世代の負担を過重なものにする危険性もあるということでございます。今年度の玉村

町国民健康保険特別会計への繰越金は2億4,681万円余りで、平成23年度単年度としては、6,197万円余りの赤字となりました。赤字の原因としては、医療費の伸びです。医療費の大きな伸びはもちろん、介護保険、後期高齢者医療保険への支援金の伸び等が考えられます。繰越金2億4,681万円が底をつくまでには、保険料の改定等を考えなくてはなりませんので、資産割をなくすかどうかは、国保運営協議会等に相談をかけながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

また、賦課限度額についての質問ですが、これは、国民健康保険法の改定により平成23年度より限度額77万円と改正をさせていただきました。厳しい国保財政でありますので、相互扶助の精神の中で高額所得者におかれましては、相応な負担をお願いしたいと考えております。

収納対策、不納欠損についての質問ですが、国民健康保険税につきましても、一般の町税と同様に地方税法及び国税徴収法に基づいて事務処理を行っているところでございます。収納対策といたしましては、口座振替の推進や納税者が納税しやすい環境を提供するため、コンビニ収納等の推進を行っております。また、滞納者につきましては、財産調査を行うとともに、常時納税相談窓口を開設するなどして、滞納額が少額のうちに完納に結びつくよう対応をしております。調査、納税相談について、担税力がないと判断した場合は、滞納処分の執行停止を行い、その後も調査を継続し、資力回復ができていないようであれば、不納欠損の処理となります。今後におきましても公平な徴収に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、再生可能エネルギーの検討、研究は行っているのかについての質問にお答えいたします。再生可能エネルギーは、地球温暖化防止対策としての取り組みの一環でしたが、現在は脱原発をスローガンにして、環境に優しい社会、日本のエネルギー自給率の向上を担う大きな普及、拡大が求められております。経済産業省の省エネルギー庁では、7月1日から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法により、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が始まりました。そして、群馬県内では太田市、これが敷地面積が2万8,000平米で、1,500キロワットでございます。これは太陽光発電でございます。榛東村です。敷地面積が4万9,000平米、2,400キロワットのメガソーラーの発電所を建設をいたしました。発電量が計画を大幅に上回り、両施設とも順調な滑り出しを見せていることが新聞記事などで報道されました。一方、天候に左右されやすく、安定供給に課題があることも掲載されておりました。今後メガソーラー以外の再生可能エネルギー、これは風力、小水力、地中熱、バイオマスなども含め、近隣市町村や県からの情報収集に努めながら、状況を見きわめて総合的に判断していきたいと考えております。

なお、玉村町では住宅用太陽光発電システムを積極的に推進しております。第5次総合計画には、環境保全、環境共生の推進として太陽光発電設置補助を継続してまいります。昨年は、119件の申請があり、492キロワットの太陽光発電所となっております。これは、東日本大震災に伴い、再生可能エネルギーへの関心が急激に高まったことと考えております。

玉村町としては、今後も住宅用太陽光発電システムの設置に積極的にこれを推進していくというこ

とで補助をしていく予定でありますので、住宅用の太陽光発電システムについては、町民の皆さんが積極的にこれを設置していただきたいと考えております。

続きまして、町内の朝の交通渋滞緩和策についてお答えいたします。玉村町の交通事情につきましては、笠原議員もご指摘のように、県下でも朝夕のラッシュ時を中心として、交通渋滞が激しい地域であることは、ご承知のとおりでございます。当町には、利根川と烏川という大きな河川があり、この河川を通過させるための橋梁が少ないことにより、交通渋滞を引き起こしていることが現状でございます。

これらの根本的な解決策につきましては、橋梁の数をふやせば解決に向かうことは明白であります。が、国、地方が財政的にも大変困難な状況であることは、ご案内のとおりでありまして、総合的な解決策が望まれている状況でございます。笠原議員のご指摘では、玉村大橋から上飯島交差点までの藤岡・大胡線バイパスでは、朝の通勤時間帯で常に渋滞している状況であります。周辺の町道から藤岡・大胡線に合流することが困難であり、通勤車両が大変苦勞している状況であります。特に混雑している場所は、町道222号線との交差点や東毛広域幹線道路との交差点、国道354号との上飯島交差点の3カ所が特に混雑をしている現状でございます。

まず、上飯島交差点周辺では、交差点南側の町道217号線を現在整備中であります。現在、交差点南側は狭い町道を通行している状況であり、交差形状も悪いため、交差点で渋滞を引き起こしていると思われまます。この町道の整備事業は今年度末で完了し、供用開始する見込みですので、整備後も現在と変わらず混雑するような状況であれば、施策を講じる必要が出てくると考えております。とりあえずは今年度末のこの整備の工事の完成をちょっと見ていただきたいと思ひます。

次に、町道222号線から玉村大橋方面への右折帯についてでございます。この件につきましては、玉村大橋北の上福島交差点を先頭に、藤岡・大胡線バイパスが渋滞し、詰まっている状況であるため、町道222号線に右折帯を設置したとしても、混雑は解消できないと考えております。笠原議員の質問が南玉方面、とりあえずしまむらから西へ朝鮮飯店方面へ直進する車が、右折する車が原因で渋滞することを指摘しているとすれば、今後考えていく必要があると思ひます。藤岡・大胡線バイパスの慢性的な渋滞解消につきましては、国道354号線から南側整備を進めていくこと、並びに上福島交差点から北側の道路改良を推進していくことが必要であります。

笠原議員ご指摘の箇所を含めた玉村町全体の交通渋滞対策を進めるためには、まず横軸であります東毛広域幹線道路の早期整備が必要であり、次の段階では、縦軸である藤岡・大胡線バイパスを整備することが重要なポイントであると認識をしております。ご案内のとおり、東毛広域幹線道路が高崎市から玉村町を通過して伊勢崎市内まで平成26年度に暫定であります。が、2車線で整備され、平成29年度までには4車線の整備が予定されております。その後に藤岡・大胡線バイパスの延伸につきましても、早期着手を要望しております。いずれにしましても、総合的な交通渋滞対策につきましては、県と玉村町が連携を図り、解決していかなければならないと考えておりますので、これからも議

員皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） それでは、自席より今度質問させていただきます。

まず最初の国民健康保険の質問なのですが、これは相当やはり退職しましてよく出ているのは、何か年金からもう先取りで取られてしまうのだというので、この間もラジオを聞きましたら、東京都に住む50歳代の夫婦が年収250万円ぐらい、それでローンがまだ残っていると、10年ぐらい。それで、こういうふうな格好で働かなくてはならないから、大分健康のほうもさほどではないのだけれども、それで月5万何ぼのあれが来て、ローンが来て、会社ではリストラに近いような状況になってしまうと。そうした場合、何か聞いてみたら、相談に乗ってくれるところがあるというのですが、この玉村町では、もしそういう場合、どうしても払えないのだというときは、どういうところの窓口で相談に乗ってくれるか、ちょっとお聞きしたいです。

◇議長（浅見武志君） 税務課長。

〔税務課長 月田昌秀君発言〕

◇税務課長（月田昌秀君） そういう場合は、税務課に収税室がございまして、そこで常時相談窓口を開設しております。その中で分納等の相談、そういうものを納税者の立場になって対応したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） やはりいろいろと税金が払えなくなったと。前回は町長が、税金が払えないのでいろいろ問題が起きてしまった場合も、何かその人も国保の残があったとかという、結局そういうところまで言うので、できればこの徴収方法並びに今のはっきり言って4方式で、先ほど言ったのだけれども、いいのかというのをやっぱり見ていかないと、団塊の世代が正直な話、我々のあれが約600人ぐらいずついるのですよ、ずっと。だんだん、だんだん10年ぐらいくと相当数が少なくなって300を切ってしまうと。そういう場合、いろんなまた違うことを考えてやらないと、何だか知らないけれども、税が悪魔に変わるという言葉の本さえ出ているのですよ。なぜかという、これはもう言ってもしょうがないのですけれども、まず払えない。構わないでおく。サラ金よりも高い14.5%の税金が来るのです。本税が幾らもないのに、気がついたら滞納金がでかかったと。こんなばかなことをやっていたのではどうしようもない。今の日本は取れないのだから、全然。企業は全部出ていってしまう、海外へ。さっきの電気の話も続けて言いますけれども、電気が足りない、足りないと東電あたりにみんな威勢つけられたけれども、一般家庭で使うのはわずか1割なのです。ほとんどその電気というのは工場だから。そういうことで、何だか知らないけれども、やられているの

は、やはり行政としては、やっぱり住民を守るということを第一に、今何をしたらいいのか、何で弱っているのか、はっきりと私は言った払えないのだということが現実なのです。会社に勤めているときは、何とか給料になったのだけれども、リストラされてしまってもう収入ゼロだと。収入ゼロで就職先も、はっきり言って五十六、七歳になつたらないと。年金もらうにはまだ少し時間があるけれども、会社からほうり投げられてしまったから、国保はつけられるから国保に持っていったら、どかどか、どかどか大きい金額ばかり来てしまうと。何だか知らないけれども、ちょっとこれはこれから日本のみんなのところは、皆さんいいですよ、勤めているうちは。勤めが終わってから悪魔が来ますから、その辺の対策のことを十分に考えてもらわないと、逆に何かいい策がないかと聞きたいぐらいなのだけれども、現状は、この問題で聞いてくれと言われたのが、はっきりこうなのです。正直な話、先ほども言いましたけれども、会社へ勤めているうちは、手取りでもらうから源泉で引かれるからいいのですよね。ところが今度半分はもう会社が持ってくれると。ですから、今度自分でやらなくてはならない。もっとも働きたくも仕事がないのだから。そんな中で、正直な話、年金もらっていた人が、黙ってぼこぼこ、ぼこぼこ引かれてしまったと。これではもうどうにもならない。やはりこの点を前も何か高橋議員が言ってくれたのだけれども、ひとつちょっと考えないと、いろんな今社会見ていると、お父さんの葬式が出せなくてお父さん埋めてしまったなんてこともあるから。収入がないので、息子が親族は死んで、お父さんが死んだにもかかわらず生きてるように装うと。もう非常に今までなら考えられないこと。こういうのが十分起きていますので、ここでもう時間もないから、このことばかりやってもしょうがないので、1つこういうのが現状だということを執行側さんも考えて、頭の隅に置いてこれからの業務を進めていただければよろしいと思います。

以上、これはこれで終わりで、次また続きます。一旦これでちょっと。

◇議長（浅見武志君） 答弁は。

◇1番（笠原則孝君） 答弁は町長でいいです。優しい町長で。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 税金の国保税ですけれども、大変滞納もふえております。今言われたとおり厳しい状況で来ています。でも、玉村町はここ10年間、平成14年以降国保税を値上げせずにやってきました。これは、県内でも3町村だけでございます、今の状況では、すぐに上げなくてもどうにか間に合っていく状況でございます。ただ、それにはやっぱり医療費をなるべく抑えるということと、納税をしていただくことの2本が一番大事でございますので、今笠原議員さんがいろいろ言われました現状は、そのようなことは、我々も十分認識しながら、公平な納税、収税をしていくということで、国保税の安定化ということを進めていきたいと思っております。

◇議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） そのようにひとつ優しく丁寧に、ありがとうございました。

それと次、次は、ソーラーのことで、時間もありませんから、余り長引かせないですから、のことでちょっとやろうと思うのですけれども、これは今町長の答弁聞いたら、一般家庭でつけている人がいて、やはりこれに補助金を1件これ9万円ですか、払っているというのではなくて、例えば庁舎の上に向けてみて、勤労者センターで使う電気はみんな賄えるのだとか、そのようなちょっと実験的で、それでだんだん、だんだんというような方法をとってくれと、とったらいかがかということは今提案しているわけなのです。ただ、よそのうちがやっているからいいよではなく、それでまた再生エネルギー太陽に絞りましたけれども、いろんな知恵があるのだから知恵を出してもらって、ましてこの玉村町というのは、相当非常によそから見ると相当よさげに見られるのです。何でかいうと、川も2つある。平たんである。日照時間も長い。強いて言えば空っ風が強いかなと、こんなぐらいなので、非常にマイナス要素はそんなにないのです。自然に生きるにはそんなのですけれども、そんな中で、ですから一応頭を使っていろんなものに、花火でもあれだけなっただけだから、有名に。例えば利根川を利用して小水力でやるとか、何か1つそこいらのアイデアを出してもらって、たまには新聞を騒がせるような事件ばかりではなくて、そういうことで新聞をにぎわせるようなことをやっていただきたいというのが私の要望であって、またみんな何か実験的な多くお金をかけるのではなくて、本当にパイロット的なものでやっていただけないかということなのですか、その点町長どうですか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 今現状で玉村でできるという一番のことは、各家庭の太陽光発電を積極的にやっていただけるということが一番手早いと思っております。これには補助金を出して今進めています。もう一つ玉村町には遊休地がないのですよね。この辺の問題がありますので、太陽光については、メガソーラーというのは、ちょっと今の段階では、非常に厳しいかなと思っております。利根川、烏川がありますので、小水力について言えば、今後検討する必要があるかなと。もう一つは、圏央処理場がございますし、圏央処理場からも水が出ておりますので、その辺についてこの小水力発電については、検討する余地が十分にあると思って、今県のほうともそういう話はしていますけれども、まだ具体的にどこでどう水力発電というまでは行っていません。ただ、そういう形で今後は研究、検討していくということではできると思います。

◇議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） そうですね、土地のほうがないので、やるとしても、やっぱり県の所有物のところでは、ちょっと難しいということなので、できればちょっとテスト的に、ちょっとした公共的な建物の、例えば社会体育館の上にやるとか、その辺のことをちょっとやっていただいて、それで様子を見たらどうかと。確かに補助金を出すと言っても、これがおもしろいもので、では10年間でも

とがとれるのかと。とりあえず今総務行ってきたという人にお聞きしたいのですけれども、これはいろいろ結晶板がいろいろあるので、太陽光、榛東村はどんなシリコンを使っていましたか、ちょっとお聞きしたいのです。種類が3つあるのですよ、C I Sとか薄膜とか、ちょっとその辺はないのなら。

---

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後0時8分休憩

---

午後0時8分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

---

◇議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） では、そちらはまだ勉強していないと、こんな程度だからだめなのです。本当は太陽光をやるのなら、はっきり言ってC I Sの薄膜化合物だとか、これがどこでやっているかという、これはソーラーフロンティアというか、石油会社がやっているのです。それから多結晶、これがどこで使っているかといいますと、これが皆さん見に行ったところなのです。多結晶を使っているのです。これはみんな大きさによって1枚がこれが約200ワットの発電があるのです。これ50枚とか、だから1万枚で。そうすると出るのです。次にやっているのが微結晶、タンデム太陽電池というのはこれなのです。大体この3つがこれ三菱重工、やはりやるのであったらば、こういうのをちょっと挙げてみて、どれが一番適しているか、これは一長一短全部ありますから、お金の高いの安い。耐用年数がいいの、ということで実験的にやっぱりこれちょっとやってからのほうがいい、だめだと思うのですけれども、今後の宿題としまして、その辺はひとつ総務のほうでもよろしくをお願いします。

それと、時間も全然ないので、続けてこれでやってしまいますけれども、最後に、この玉村町の道路、非常に昔は、この玉村町もそんなに道路も混まなかったのですけれども、車をはやるようになりまして、昭和42年、それからずっと行きまして、道路いろいろ拡張してきたのですけれども、もう本当に玉村町は、夕方なんかのFM79.5なんてのを聞いていると、福島橋あたりが相当だと。正直な話、伊勢崎方面からこれは待っていればいいのですけれども、帰ってくるのに1台も抜けないのですね、車。玉村町通過して高崎市に行くまで。もうずっと抜けないところなのです。だから、のろのろ車がいたらもうどうにもならないというような状況でありますし、そんな中でもって朝夕非常に混むと。私の前で町長が言ったのですが、とりあえず向こうの道路のあれは、上飯島のところのちょうど幾つでしたっけ、あれ。

〔「217」の声あり〕

◇1番（笠原則孝君） 217は、何か今年度には途中まで、あそこは滝川までですか、あそこまで開通するから、多少はよくなるのではないかと思うのですが、それでも状況を見まして、もう道路が半分、はっきり言って本来なら金があるのなら4車線でびしっというてしまうのですが、金もないし、橋も橋桁も1個だけというような状況で、この辺もやはり橋桁をもう一個かけてもらえばいいのだから、これも町長とか課長にお願いして、あの橋桁もすぐ早急に、ピアが打ってある橋桁なんか、あんなのかからないのですよ、余り。道路だって正直な話管理しているほうが金かかるから、草刈ったり何だり、その辺をよく言って、私の案で言いますと、あそここのところの上福島のところから200メートルぐらいまでのちょうど出るところまで、こっちがやって。原浩さんがちょっとやっているのですけれども、最近やっていないですね、みよし乃さんの西を。あれをこういうふうにして、信号機ちょっとやれば全部左に曲がってしまうのです、大型車は。だから、そんなくらい幾らもかからないのですよ、工事したって。それとか、例えばしまむらさんの前方、正直な話別に今町長が言うのだけれども、前橋方面行くのだったら、これは大変なのですけれども、高崎市行く人もいるわけですね。だから、前橋が混んでいるから、あれを通過して、横手大橋を渡ってから前橋に行くという人もいるわけなのです。行けないのですよ、もう。下手な人が真ん中とまってしまって、初心者ナンバーだとかあれつけた人が右曲がるのに真ん中でとまっているのだよ。後ろが行きたくても、信号青なのですよ、ところが動かないのだから、もう全然行けないと。だから、あれはちょっと私が朝見たら、信号機をちょっとこっちへ動かして、橋桁をちょこちょこ五、六枚かけて、向こうの信号機をやって、フェンスを10メートルもやれば、大型車なんか通らないのだから、通過できてしまうのですよ、本当に。だから、そのくらいのことをできれば高井課長によく現地を時間的に行って、議員の方は、あそこでビール瓶の上で立ってやっている人がいるから、ビール箱の上で。こうだというのはわかるのですけれども、執行の方は、そのころちょうど通勤時間で、みんな知っているから違う道で裏道で行ってしまうからそんなに感じないのだけれども、実際福島の方から役場へ勤めている人は、それははっきり言ってわかっていると思います。その辺もありますし、今後の別にいいです、もうこれはやってもらおうことですから、これを要望としまして、私の、ちょうど12時も10分過ぎましたので、質問を終わらせていただきたいと思います。

---

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。午後は1時30分より再開いたします。

午後0時12分休憩

---

午後1時30分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

---

◇議長（浅見武志君） 次に、2番石内國雄議員の発言を許します。

〔2番 石内國雄君登壇〕

◇2番（石内國雄君） 議席番号2番石内國雄でございます。第1人目の質問の中で内容が重なっておりますけれども、再生可能エネルギーの利用推進をとということで、第1回目の1つ目の質問をさせていただきます。

今原発の事故の後から、その原発をゼロを目指してということと、それからそれにかわる代替エネルギーということで、再生可能エネルギーに対しての関心が高まっております。新聞報道もここ8月の中旬からきょうまで、群馬県の各自治体のほうもそのメガソーラーですか、メガソーラーに対しての推進とかやっていくとかいうような形のもが今取り沙汰されているわけでございますけれども、今や原発から再生可能エネルギー等に切りかえる国の政策が不可欠と考えております。玉村町でも再生可能エネルギーの利用を強力に進めるべきではないかと思えます。考えます。再生可能エネルギーには、ご存じのように太陽光、それから熱や風力、それから小水力、バイオマス、地熱などがございます。玉村町では、その中でも太陽光とか小水力とかバイオマスなどが有効ではないかと思えます。太陽光等の再生可能エネルギーの発電は、地域で発電ができるということで、地域の資産である再生可能エネルギーを活用することができ、またその地域でつくった電力を地元で利用ができる。いわゆるエネルギーの地産地消というような形のことも推し進められるのではないかと思います。地元で発電、地元での電力確保ということは、いざというときのこの間の3.11の災害時等の電力の停電だとか、いろんな形があったときに、緊急時でもその電力を町の中で確保できるということは、非常に意義があるのではないかと考えます。新しい時代の玉村町の取り組むべき政策の1つではないかと考えるわけでございます。

玉村町では、この再生可能エネルギーに対しての取り組みは、どうなっているかお伺いしたい。再生可能エネルギーへの政策を町はどう考えているか、玉村町の公共施設を利用した政策は考えているか。玉村町にある県施設の利用促進に対する要望状況はどうであろうか。これは、小水力の利用と水資源の利用ということで、以前質問させていただきまして、それに対しての状況というような内容になるかと思います。新しく建設する町の公共施設には、太陽光発電を設置すべきと考えますが、玉村町の考えはどうかということでございます。

次に、町道の整備を積極的にということでご質問させていただきます。住みやすい玉村町を推進するためには、町道の整備は欠かせないものと考えております。玉村町の町道整備をどのように考えて取り組んでいるのか。玉村の町中には、町道としては330キロを超える道路がございます。町の町道の現状把握や、その整備方針というものについては、どういうふう考えているのかお答えいただきたいと思えます。

また、3番目の質問でございますが、道の駅計画の状況はどうかということでございます。先日の全協の報告、または上毛新聞に載っていた玉村スマートインターチェンジ周辺地域の開発協議会ができましたけれども、その協議会との兼ね合い、その中で道の駅の、または物産館の構想については、

町長がもう既に随分前から高速のことで言っておりまして、予算にも何回も何回も計上されておりました。そのこれから具体的に進むのではないかなと思いますけれども、その辺のところはどうか。また、その施設の概要はどのようなことを考えたのかについてご質問いたします。

これで1回目の質問を終わります。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 2番石内國雄議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、玉村町再生可能エネルギーの利用促進ということでございます。エネルギー資源が少ない日本で新たなエネルギーとして注目されているのが再生可能エネルギーであります。再生可能エネルギーには、太陽光、風力、小水力、地熱、地中熱、バイオマスなどがあります。東日本大震災以降、脱原発により急激に必要性が高まりました。それぞれの発電について、メリット、デメリットがあります。電力の安定供給や経済性を考慮しなければなりません。石内議員の質問の要旨では、玉村町では、太陽光、小水力、バイオマスが有効と思うとのご意見がありました。そのうちの小水力やバイオマスは、まだ社会的に完全に普及していない状況と思われます。小水力は、需要に応じた供給及び経済性への懸念があります。バイオマスは、家畜排せつ物や生ごみ、木くずなど動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、社会に一部普及しているのがバイオディーゼル燃料と言えます。バイオディーゼル燃料に残留するグリセリン除去が課題となっており、除去についての技術開発が研究されている段階であります。よって、一番有効な再生可能エネルギーは、太陽光発電が妥当と考えております。

質問の1点目の玉村町の公共施設を利用した政策はについて、ご承知のとおり平成21年度に玉村中学校の改築に伴い、20キロワットの太陽光発電を設置いたしました。現在も順調に稼働しております。また、平成22年度に策定した玉村町環境基本計画の重点事業として、公共施設への再生可能エネルギー導入促進を行い、公共施設に導入することにより、子供たちが再生可能エネルギーに対する理解、意識の高揚が図れるとともに、地域への環境に対する意識の改善をすることができます。このことは、子供たちへの環境教育の観点としての取り組みも含まれております。

2点目の県施設の利用促進に対する要望状況はですが、現時点では具体的な施設、具体的なエネルギー促進の要望は行っておりませんが、玉村町として公共施設へ再生可能エネルギーの促進を図りたいということは考えております。状況により県に対しての要望や協調事業などについて検討していきたいと考えております。

3点目の新しく建設する町の公共施設には、太陽光発電を設置すべきと考えるがについて、今年度に行われる第4保育所の実施設設計において、環境に配慮した施設とするための太陽光発電の設置についての検討も行うこととしております。エネルギーが地産地消となるよう、地元で発電、地元で使用を進めることにより、災害時に必要不可欠となる電力の確保に有効となりますので、防災の観点から

も積極的に再生可能エネルギーを推進していきたいと考えております。

次に、町道の整備を積極的にという質問についてお答えいたします。町道整備をどのようにしているか、町道の現状把握や整備方針はどのように行っているかについてお答えいたします。当町では、全域が都市計画決定されており、道路におきましても都市計画道路12路線があることは、ご案内のとおりでございます。都市計画道路では、町道、県道、国道の区別はなく、玉村町の主要道路として位置づけられており、優先的に整備していくことは、言うまでもございません。さらに、生活道路として町民の皆様の要望を集約して区長さんなどからの要望を受けまして、事業の優先順位及び熟度を見ながら町で決定させていただいております。また、町の政策の中におきましても、必要な道路は内部の庁議を経て私が決定し、施工していく仕組みになっております。都市計画道路の中で現在進めている具体的なものとしましては、東毛広域幹線道路があります。東毛広域幹線道路は、昨年度6月に高崎駅東口から玉村都市計画道路与六分・前橋線まで開通し、副道区間などを含めますと主要地方道藤岡・大胡線バイパスまで開通をしております。

さらに、平成26年度末までには、高崎駅東口から板倉町まで暫定2車線による全線開通が見込まれている状況でございます。この東毛広域幹線道路へのアクセス道路につきましては、現在玉村都市計画道路斉田・上之手線が街路事業として、またこの路線の南側滝川までの未整備区間を町道102号線の道路事業として整備中でありまして、東毛広域幹線道路から国道354号まで及び滝川以南の区域をアクセスする町道を整備中でありまして、また、政策的な道路として、下之宮地区では、東毛広域幹線道路から東部工業団地をアクセスする町道220号線についても事業化を進めている状況でございます。

さらに、都市計画道路であり政策的な道路であります主要地方道藤岡・大胡線バイパスと接続する国道354号以南につきましても、滝川までの間ではありますが、小学生の通学路安全対策を主眼として整備中でありまして、今年度末までには供用開始をする予定でございます。その他の生活道路を中心とした路線につきましても、区長さん等の要望を聞きながら、道路整備を進めている状況であります。今後もこのような方針に基づき、町民生活の安全を主に考え、利便性に寄与できるような道路行政を推進していく所存でございますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

次に、道の駅についての質問にお答えいたします。たまむら道の駅、これはまだ仮称でございます。東毛広幹道、玉村インターチェンジ開通に伴い、これは高崎・玉村インターチェンジです。高崎・玉村インターチェンジ開通に伴い、農業及び地域の活性化を図る目的で農産物直売、農産加工施設、地域物産品の販売を核とした施設として計画されております。建設場所については、既にご存じだと思いますが、インターチェンジ東側に隣接する形でございます。施設の規模は、農産物直売所300平米、農産物加工、情報発信施設、合わせましてこれが240平米でございます。トイレが130平米、駐車台数は乗用車110台、身障者用2台、大型車20台程度を見込んでおります。

現在の進捗状況ですが、平成27年4月オープンを目標に、農振除外、開発許可について、県の担

当課と協議を進めているところでございます。建設予定地は、市街化調整区域であり、10ヘクタール以上の農地が広がる甲種農地であるため、農振除外については、これ非常にハードルが高いと予想されていますが、今後の町の振興上どうしても必要な施設であると考えておまして、今年度7月の農振除外申請をしたところでございます。

道の駅の機能についてですが、全国的に災害時に道の駅が防災拠点として活用されている事例が多数報告されており、今後は、この役割がさらに重要となると考えております。たまむら道の駅では、この点に着目し、直売所を中心とした表の顔と、有事の際には、町民に対してさまざまな支援ができるような防災機能を充実させていこうと考えております。玉村町は、インターチェンジができることで群馬県における高速道路網のかなめになります。これにより県内の防災拠点となり得る立地条件となり、災害時には当施設を利用し、県内外各所への支援拠点となることも可能であると考えております。

また、インターチェンジから藤岡・大胡線までの広幹道沿線には、河津桜の並木をつくる計画があります。数年後は、道の駅周辺は、玉村町の玄関口としてふさわしい観光名所となる見込みでございます。道の駅を中心とした桜祭りなど、観光の拠点としても大変期待できると思っております。

このように、たまむら道の駅は、農業振興、地域の活性化を図るだけでなく、玉村町の玄関口として新たな観光名所の核となり、さらにはこの有事というのは災害を指しております。有事の際には、防災拠点として町民の生活をサポートする場所として重要な施設になり得るものとして、大変期待をしておるところでございます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 自席にて2番目からの質問をさせていただきます。

一番最初の再生可能エネルギーの利用推進をという形でお伺いしたわけなのですが、今玉村町で太陽光発電の推進をしているというのは2つあります。1つは、午前中の質問のお答えにもありましたように、住宅の関連の補助で個人の住宅の太陽光発電の推進を図っております。もう一つは、玉村中学校の太陽光等の形ですけれども、これはこれが例えば10年前とかかなり前であれば、教育的な形ということで十分ということはあるけれども、ご存じのように、今は地方自治体自体がその後太陽光エネルギーの利用を非常に促進しているわけです。それは、どういうことかといいますと、以前はその3.11の後の原子力発電所の事故がなかったからです。今は、その事故があつて、原発自体をゼロにとか、いろんな意見が出ていて、それをするにしても代替エネルギーが必要だと。その中で技術発展もありまして、今は太陽光を中心にそういうものの技術が高くなって、現実に導入できる状況になっている。それを受けて、ことしの7月から売電価格も42円と。企業の場合は20年間、個人の方の場合ですと10年間ということですが、42円で売れる。家庭で電気代というのは、

大体二十何円ですから、倍の価格で売れるという話で、そこで利益も出てくる。そこで、地方公共団体が自治体のほうに取り入れているのは、まず1つは、事業として太陽光発電に取り組んでいるということですね。事業として取り組むと、まず1つは、その売電収入で町の財政が1つ。それから、または売電ではなくて公共施設を貸したり提供するというのであれば、固定資産税や賃貸料ですね、土地の賃貸料、家屋の賃貸料、そういう収入が図れる。そういう形です。財政の健全化にもなります。また、その自分のところでもし電力を発電して、自分のところで使えるような施設にすれば、まずその町の財政のことを考えれば、電気代が物すごく激減するということです。1つの企業の話ですけども、コンビニエンスストアですか、のところで18億円かけて、これは太陽光ではないですけども、LEDにかえた。そうすると、LEDにかえただけでも18億円投下したけれども、1年間で5億円の電気代が安くなると。そうすると、3年、4年でもとがとれて、あとはどんどん、どんどん経費が安くなると。そういうような発想を自治体もやるべきではないかと思います。特に、電気代については、家庭用の電気もあれですけども、事業体の電気代も値上がりしておきます。ですから、例えばそれに見合うものの収入を図らなければ、町民の方から税金をいただいたお金で高い電気料を払っていくということになるわけです。それを少しでも町民の方に還元したりしていくことになれば、積極的にこの太陽光発電について取り組むべきだと思いますけれども、その辺についていかがでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

◇生活環境安全課長（高橋雅之君） 太陽光発電を積極的に公共施設も取り入れるべきだというご質問でございます。今現在町では太陽光発電がある場所は玉村中学校、あとはほんの少しなのですが、第1保育所にも風力、風車が屋根に載っていると思います。風車で事務室の電灯の一部を賄っている。そんなものがございます。そういう中で、今後新しく建設する施設等につきましては、先ほどの笠原議員の質問にもお答えさせていただきましたように、省エネということで、省エネ、また太陽光発電によるエネルギーの確保という、いろんな面で必要なものになってくるのかなと。確かに町の施設というのは、今現在も防災面でも26カ所ですか、公共施設につきましては、避難所に指定してございます。そういう中で、実際停電等になれば、その中の電気設備は動かなくなる、そういうものもございますので、できるだけ新しい施設については計画をしていく。古い施設につきましては、今後の検討課題ということになってくるとは思います。新しいものには積極的に導入をしていきたいというふうに考えています。よろしく申し上げます。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 積極的にしていきたいというお話は、よくわかるのですが、具体的に町としてどう取り組むのかなということが非常に危惧しているところなのです。周りの様子を見て、後追っ

かけでタイミングを押してから導入するのではなくて、時期をしっかりとつかんで情報を確認してやるべきだと思うのですけれども、今現在は、玉村町ではそのこの自然というか再生エネルギーを利用しようということを考えているということですので、それはいろんな多角的なところで検討をしているのかなという感じもどうなのかなというのがあるのですが、例えば太陽光発電にしてもメガソーラーにしても、いろんなそういう自然エネルギーのそれを利用していくような、例えば玉村町の中では、そういうものを企画立案するという部署はどちらになって、今現在どんなようなことをされているような状況でしょうか。そういうところがありますか。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

◇総務課長（重田正典君） 現在、町の協議機関としましては、月1回経営会議というのを開いて、各課長が集まっているいろいろな検討して方針を決定しているような状況でございます。強いて言うならばそこが研究機関になろうかと思いますが、現在のところ、詳細なるそういう再生可能エネルギーの検討は、いたしておりません。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 今お話聞いたように、月1回の経営会議で各課長さんが寄って会議をする。それは、非常にいろんな問題がありますから、特化したものの議題を設けない限りは、そのことについて議論はまずないのだと思うのです。そろそろ太陽光もあれかいぐらいな話になってしまうのかと思います。町として、そういうものを取り入れていくのだということであれば、まず例えば経営企画なら経営企画課に委託というか、その1つを指示をして、その太陽光とか、そういうもののエネルギーを使える、その町の事業とか、どういう形のもが玉村町としては適切で、どういうものが可能で、どういうふうにすれば効果があるのかというようなものを検討するプロジェクトチームというのですか、PTというものをつくるべきだと思いますけれども、その辺については、町長いかがですか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） それは、石内議員さんのおっしゃるとおりだと思います。今の社会情勢、そして再生可能エネルギーということと、脱原発という大きな柱もありますし、自然エネルギーの重要さというのがこれだけ叫ばれてきまして、立地的に玉村町は、そういう意味では、非常に限られた地形的な環境があります。ただ、太陽光については、非常に日照時間が長いし、これはもう十二分に活用できると思っております。その辺について、専門的な研究をする部署をつくるということは、早急に検討したいと思っております。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） ぜひよろしく願いいたします。玉村町で、例えば新しい建物について、これから建てるものについては、太陽光発電は必然的に載せていくべきではないかなという質問もありますけれども、実はその今現在ある建物、例えば庁舎もそうですけれども、ここの庁舎の場合は三角になっていてなかなか難しい部分、光取っているんで、難しい部分もありますけれども、例えば社会体育館の屋根だとか、それから文化センターのところは平らですし、消防署も平らですし、学校はみんな平らですし、そういうようなところというのは、公共施設というのは耐震性も高く、非常にもちがいいわけですね。安全なところですね。そこに例えば太陽光のものを設置できれば、大いに利用ができるのではないかと思います。また、その利用も、例えば前に高橋議員さんのほうからお話がありましたように、学校の教育の現場にそのクーラーとか、そういう電気を使うもので環境をとというのがありました。教育的観点からいろんな議論はあろうかと思いますけれども、学校とかそういうところで使う電力もそういうところに太陽光パネルがあればその電気が使えと。ということは、結局その今まで玉村町、玉村町に限ったことではないのですけれども、地方自治体が建物を建てる、要するに建てたときに、それは耐用年数で年数が来たらなくなる。それでもってお金を生むということはなかったです、今まで。ですけれども、公共施設にその太陽光のものを設置すると、その設置したものに対してお金を生む、または電気代が少なくなる、そういう効果が非常に大きいわけですね。ですから、そういうものについても、積極的に取り入れるべきではないかと思いますけれども、町長いかがですか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 取り入れるとすれば、この7月から始まった電気の売電ですね、非常に値段がいい時期でございますから、これはチャンスだと思うのです。このチャンスに乗じてやるのが非常にベターと思っています。ただ、設備に非常にお金がかかりますから、その辺との兼ね合いもありますので、検討させていただきたいと思っています。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 確かに設備にはお金かかるのです。ただ、一般家庭でよく言われているものととれる設備というのは、そうめったにないものなので、非常に積極的に取り込むべきではないかなと思います。

それから、町の公共施設にその太陽光パネルといったときに、実はこの太陽光の発電の関係で、パターンが幾つかありますね。まず、その例えば榛東村とかあちらのように町の施設を貸して、町の財産を貸して、その相手が売電する事業者へ貸して事業者が売電収入を得て、その中から地代とか固定資産税を得るやり方。それから、今最近新聞でいろいろ出てきているのは、地方自治体自体が事業体となって売電収入を得るやり方。もう一つが、前にも小水力だとか太陽光の話をちょっと質問のときに入れましたけれども、住民の方、または市民の方がファンドを組んだり、投資をして人のうちの屋

根を借りたり、人のうちの施設を借りて太陽光発電をして事業者になっていくと。今それが意外に進んできております。玉村の町の中でもある業者の方は一生懸命推進しているようで、特に工場関係、事業者の方なんかは、減価償却の関係とか収入が安定できるということで、工場の屋根とか、そういうところもどんどん推進しようとして計画をしているようです。まだまだなかなか現実にはなっていないですけども、そういう貸してくれるところがあれば、いい条件で貸してくれるところがあれば、ぜひそこを借りて事業をおこしたいということが今起きているわけです。その事業者のことでちょっと立場で考えてみたときに、物すごく安心して貸してもらえると、建物も丈夫だしどうだろうとかっていろいろな要点を考えると、もし玉村町の公共施設をそういうものに貸していただけるならば、また貸すということができれば、そういう事業者の参加で太陽光の推進にもなるかなと思いますけれども、その辺についてはいかがですか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） このやり方はいろいろあります。太田方式もありますし、榛東村の方式もあります。設備に自分が金をかけずに場所を貸すということで、町の収入を得ていくというやり方もありますし、自分で設備をし、そして電気料そのものを売電していくということもあります。ですから、玉村町先ほど笠原議員のときに場所がないという話しましたが、例えば体育館の屋根とか、文化センターの屋根とか、この本体の屋根もありますね。そういうものを貸してくれという話も、正式ではないのですけれども、そういう話もちらほら来ております。そういうやり方もあるし、町が設置をして町で使っていくということもありますので、その辺については、ケースがいろいろありますので、町としてどのようなケースをしていったらその町のためになるか、また、町民のためになるかということを検討することが必要であると考えております。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 今町長お答えいただいたようだと思います。先ほどプロジェクトチーム等の話のときに、町長のほうで専門的な部署、またその研究についてしていくようなことで、ちょっと積極的にお話いただいたので、ぜひそういうところで研究していただいて、資産の有効利用をしていただきたいなというふうにまず思います。

それから、太陽光発電のシステム設置の整備助成事業で、それも回答の中にありましたけれども、9万円限度として個人の住宅の方にしております。24年度は、たしか23年度の119件を踏まえて、とりあえず100件で当初予算900万円ですか、計上があったと思いますけれども、その辺について、今進捗状況がわかったらちょっと教えていただけますか。

◇議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

◇生活環境安全課長（高橋雅之君） 今年度24年度は100件の予算を、100件分というか900万円の予算計上をさせていただいております。今現在9月、今現在54件の申し込みが既にございます。21年度からこの事業始まっていますが、21年が48件、22が62件、119件、54件と、今半分まだいかないですけれども、54件ということで伸びている。昨年3.11以降急激にやはり皆さん住宅への屋根に載せるというものが非常にふえているということでございます。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 予算に100件で今54件ということですが、例えば去年の同時期で比べると伸びは強くなっていますか、それとも同じような感じでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

◇生活環境安全課長（高橋雅之君） 前年度は、前半はそんなに伸びておりませんでした。後半の伸びが非常に多かったということでございます。今年度のほうがペースは速いかなと。今後の伸びがどういうふうになってくるかは、ちょっとまだ見当つきませんが、前年より伸びているという状況でございます。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） ありがとうございます。この太陽光発電のシステムを玉村町、要するに地方自治体が積極的に推進することが私大事なのかなと思っているのです。その1つのなぜというふうな形でいきますと、原子力発電からの代替ということが大きな形です。それから、地元で電力を生むという形もありますけれども、もう一つは、需要と供給の話です。需要がうんと高まっていくと、太陽光発電の設備投資をする費用も下がってきます。そういう数量を多く使っていけばいくほど、設置がふえればふえるほど単価が下がってきて、一般の住民の方がもしやれるときでも、今の値段よりも安くできるようになるのだらうと思うのです。そういうような呼び水的なものは、ある程度資金力があって、ある程度そういうものが確実にできるところが、大きくやればやるほどそういうものは下がっていくかと思うのです。そうすると、一般の玉村町の住民の方の建てるについても、10年でもとではなくて8年でもとがとれるようになるとか、そういうふうになればなるほどいっぱい推進ができる形となると思います。また、そういう家庭が玉村町にいっぱいふえてくれば、その先ほどの有事という話ではないですけれども、災害のときとか、そういうものでも電気が利用できるのではないかと。そういう面では、非常に危機管理の部分でも有効ではないかなと思うわけです。そういう意味からいっても、特に地方自治体等は、そういうものに参加して国の政策等を押し上げていくような政策をぜひやっていただきたいなということで、お話をさせていただいたわけです。

それで、今この太陽光発電システムの整備助成事業というのは、個人の住宅に限っておりますよね。

これだけですね。今だんだん事業者のほうがお金をかけて、42円の売電ですので、利益が出るということで、取り組んでいるところもありますし、なかなか踏み込めないところもあろうかと思えます。その事業体に対しての補助ということは、お考えはどんな感じでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

◇生活環境安全課長（高橋雅之君） 今のところ、企業への助成というものは考えてございません。また、確かに石内議員言われるように、年々その設置の単価というのですか、これは間違いなく下がっているというふうに思われます。私どものところに申請が上がってくるわけですが、その中の事業費を見ましても下がっている、単価的には下がっている状況です。また、各家庭の上げている容量につきましても、始めた21年度あたりは、平均すると3.3キロワットが平均です。2.何キロとか、そういうご家庭がいっぱいありましたが、今現在23年度、24年度につきましても、もう3キロを下回るような家庭は余りない。みんな4キロとか5キロという家庭がだんだんふえてきたのかなど。単価が下がったのとパネルも高性能になり、面積もそれなりに必要なくなってきたということによって、各家庭が上げるキロワットというのですか、キロ数も上がってきているのかなという状況でございます。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） その今単価が下がってきていると思うのです。それをさらに下げていけば、もっとさらに進むと思うのです。企業には今補助は出してないわけです。企業については、どうなのかなというお考え、これからも取り入れる形がどうなるかなということでお話を今ちょっとするのですが、例えば企業誘致で、町の人口増加とかいろんな形で企業誘致をやるときに、今玉村町のほうでは、固定資産税の関係をこの間出しましたですね。それでかなりの金額で出して企業誘致を図っております。同じように、企業誘致なりまたはその町の企業をより利益を上げさせるとか、そういうようなことを考えたならば、その企業に太陽光発電をどんどん導入させて、玉村町の企業がみんな太陽光発電を導入したのだよねというぐらいなことをして、そういうものについて大きくバックアップするのも一つの企業誘致とか、町の活性化にも非常に有効ではないのかなという観点からその企業の方の、単価とかそういうのは別にしても、企業の方に対しての太陽光発電とこの設備の導入についての補助金というお考えについては、どんなような感じでおられますでしょうか、町長、ちょっとお願いいたします。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） これは、1つの方法として、今石内議員さんが言ったとおり、企業が積極的にそういう形で太陽光発電ということになるとすれば、企業の場合、面積がありますから、かなりの

発電量に寄与するのではないかなと思いますよね。そういう形で、企業が積極的に太陽光発電ということを考えてすれば、町としても、これは今家庭用だけでございますけれども、そういう形で援助ができれば、もっと企業としてもやりやすいのかなと考えております。そういう形で来るとすれば、町としても援助する必要が十分あると思っています。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） ぜひそのことも考えていただきたいと思います。企業のほうでは、そういうふうやって、例えば補助を出す。だけれども、企業がそれを補助を出してもらってやったら、利益が出るのですよね。利益が出るということは、法人税が入ってくると、こういう話になってきますので、ぐるぐる回るのではないのかなと思いますので、ぜひ研究のほうを重ねていただいて、早目に積極的に導入をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、2番目の町道の整備の関係なのですが、いろいろ玉村町でも町道いっぱいある中で、いろいろ施策を掲げてやっておるということなのですけれども、それはそれである程度いいのかなと思うのですが、ちょっと気になるのは、町道にも1級、2級、その他というので3つに分かれておりますよね。整備とかそういう話になると、1級、2級のところは、ある程度の大きさとか重要度があるということで、いろんな形で整備積極的に取り組むのだと思うのです。その他のところが330キロぐらいの間に220キロぐらいですか、があるのだと思うのですけれども、その辺の整備という話になると思います。その辺の整備の情報については、どういう形でとっているかということで、先ほどの質問のお答えを聞いておりますと、区長さんからの情報ということです。今現在区長さんも1年で交代するところもありまして、なかなか情報が引き継ぎできないと。そのときに気づいたところだけが情報として上がってくるようなことなのだろうと思うのです。私とその整備を町のほうと、町でそのほかまた住民の方の安全性とか利便性というふう考えたときに、定期的に、または限定的にかもしませんけれども、例えば四半期に1回とか一月に1回でも、例えばこの地域をこしはこの時期については状況を見て回る。危険とかそういう整備する場所はあるかどうかというのは、行政の側としても把握することが必要なのだろうと思うのですけれども、多分その職員の方は、通勤していたり、普通のふだんの生活をしている中で気づいたところについては、担当課のほうに上げているのだろうとは思いますが、なかなかそれが検討するとか何とかというと、なかなか難しい部分があるのだと思います。常に、その担当課とか、または町を挙げてそういうものについて、定期的に暫時一つ一つですか、やって、町道を常にどういう状況なのかというのを把握する作業が必要だと思いますけれども、その辺について、現実に今やっておられるかどうか。または、そのことについてのお考えはいかがでしょうか。町長、どうですか。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） 町道の中に、1級、2級、その他とあることで、その他のそういう細かい道路についてのご質問かというふうにも思います。町では、町長等の町道のそういう施工の方法としまして、職員の中で日ごろそういう目につくようなところについては、担当課、都市建設課のほうに報告をするようにというような指示もあります。それから、以前は郵便局、郵政なのですがけれども、配達の方々がかなり町内を回っている、細かく回っていますので、そういう方からの情報も入れてもらったり、それから町で緊急雇用対策としまして、道路を細かい部分を見て回ってくれている職員が今2名ほどおります。その方に日ごろ回ってもらった中でいろんな状況を報告していただくというようなことを町としてやっております。当然区長さんからの要望が一番中心になるということは、町長が先ほど申し上げたとおりでございます。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 職員の方からも報告をするように指示はしてあるということですし、郵政のほうから、それからその2人の方に見てもらっていると。すごいことだなと思うのですが、意外に職員の方にふだんの中から意見をというのは、指示は出すのですが、入ってくることは、非常に難しいのだらうと思います。本当に何かそこがあればあれでしょうけれども、なかなかその気づいてもなかなか言えたり言えなかったりするのがあるのです。例えば、私も前の職場で何かいろんな形の情報収集するということでも、例えば日ごろから情報収集しようねという声はかけていても、全然そういう情報収集はされませんでした。ある程度この期間を決めて情報収集期間とか月間とか週間とかという形でやると上がってきておりました。そのような形で、例えばさっき期間的に限定的にと言ったのは、そういうものをやれば多くの状況が把握できますよと、そういうのを取り入れたらいかがでしょうかというようなことでございます。たまたまその町道については、私がお邪魔したりなんかしたときに、話を聞いたものが幾つか例えばあります。それは、もう既に担当課のほうにお話はしてありますけれども、例えばその町に道路と土地を寄附して、道路として町道としてなつた。町道としてはなつたけれども、整備がそのままで、その後されていなかった。いろいろな理由があるかと思うのですが、されていなかったのも、何かその町の財産である町道自体が隣の畑から侵食されているような状況になっていたり、草がいっぱい生えていて通れなくなっているようなところがあるのですよねという話があったり、または1つの道路では、道路の側溝にふたがちゃんと水路にしてあるのです。それは安全なのですが、1つのところ、これ角刈のところだったのですが、そのところは、側溝のところは田んぼからの畑ですか、田んぼからの土がかぶってきて、道路の5分の1ぐらいまで土がずっと出ていて、結果的にそのところは、本来だと車がすれ違えるのに、その泥が来て、結局道ではなくなっているところがあって、車が通れなくなっている、要するに片道しか通れなくなっているようなところもあります。そういうものについては、きのうきょうなつたわけではないのです。私も気づかなくて、たまたまその近所のところに行ってお話をしている中で、いやこ

このところはさあというところで聞いた話です。それも担当課のほうにはお話しさせていただきましたけれども、そういうように結構身近であってもしょうがないやねという形で、把握できていないところが結構、300キロもありますから、あるのではないかなと思うわけです。そういうものをやっばりきめ細かく把握した上で優先度をつけながら予算の執行をしていただきたいということで、先ほどの期間を決めたり、場所を決めたりという形での取り組みも、ぜひ検討していただきたいということですけれども、いかがでございましょうか。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） 先ほども申し上げましたとおり、やはり細かい部分につきまして、一番実情を把握しているのは、区長さんだというふうに考えております。当然議員さん等もいろんなところを見ていただきまして、ご指摘もいただくのですが、それも含めて区長さんが区の中の全体を把握していただきまして、その中でいろんな地元の、道路清掃とか、いろんなことも協力をしていただいておりますので、区長さんを中心にその辺は把握のほうも区長さんを中心にしていただきまして、その中で区長さんが優先的なものを町に要望していただくなり、そういうことでやっていくことが一番いいことだというふうに今までも思っていますし、これからもその状況というのですか、そのスタンスを変えるつもりは、私は持っていないのですけれども、ご指摘いただきました重点的にということは、当然町の都市建設課のほうの職員がおるわけですので、その辺は、いろんなところを回ったり現場行っていますので、その辺のことについては、かなり細かく把握はしているつもりでございまして。議員が言われるようなことも1つの提案として、これからも検討させていただきまして進めていきたいというふうに思っております。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） ぜひ職員の方も努力されていると思いますので、いろいろ工夫していただき、町民の方が快適な生活ができるようにご努力をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3番目のたまむら道の駅ですか、その件なのですけれども、今回のスマートインター周辺の地域まちづくり協議会のエリアの向かって道路を挟んでいるところがたまむら道の駅物産館ですね。そこは、情報発信のところとかイベントというふうに考えておられるという話なのですが、具体的にはこれからということなのでしょう。もう少し細かい構想とかそういうのが、話ができればちょっとお聞かせいただきたいです。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 今先ほど答弁させてもらいましたが、道の駅の関係は、今除外のほ

うを申請してしまして、7月に申請してしまして、こちらのほうが1月に通るか通らないか確定するような形になっています。そこからまた開発のほうもあるのですが、今同時進行で県との協議は進めております。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） ぜひ農振の除外が申請ができて、開発がぜひ進んでいただきたいなど、こう思うのですけれども、たしか予算計上のときに物産館の話がちょっと出たと思うのですね。そのときに、この金額はどなどこからという話が出たときに、たしか第4保育所の設計と大体同程度だからというような話があったのですが、それも踏まえたところでいろいろやっていきたいと思うのですが、ちょっとイベントという形で考えたときに、建物を大きくお金を使ってやるという方法もありますし、例えば簡易な建物にいろんな方々が自由に利用できるというような、例えば屋台みたいな形とか、そういうことも考えられるのだと思うのです。災害というふうに考えたときに、まず人がいっぱい集まれる、またはその中で援助が受けられる、そういうことも考える必要があろうかと思えます。また、玉村町のシンボルという形で考えたときに、玉村町については、四方を山で囲まれていますので、四方の山は展望できる。また、花火も見られて、いろんな形のものを、展望施設なんかもあったらいいのではないかなとも思いますが、いろんな意見をやっぱり聞いていただいて、使いやすく、皆さんが寄りやすいものにしていただきたいと思うのです。

申請のほうは、どのぐらいのところで申請されたか、ちょっとわからないのですが、その例えは広幹道を挟んで北側は、今回協定をつくって大きく開発をする予定です。広幹道の南側、それから上新田の例えは旧354からその間については、道の駅なりその物産館なり、そういう施設があって、あとは普通の田んぼになっているわけですが、そのところの開発のことについても、この間の全員協議会のときにも、ちょっとこれからも考えていく必要があるというような話がありましたが、ぜひそのところも含めたところで、町の様相を大きく変える事業になるかと思えますので、検討していただいて、やっていただきたいと思うのですが、その辺の関係については、どんな方向でしょうか。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） そちらのほうの意見を参考にさせていただいて、うちのほうとすれば、先ほどの関係で防災拠点として、そこを一番のインターから近いところで、そこに例えば緊急貯水槽とか、そういうものをつくって、そこへ拠点として防災機能ができるように、また24時間電話ができるように、また駐車場もすぐ今未利用地がありますので、そちらのほうをお借りして、そこへ駐車場を広くとる、そういう工夫はしたいと思えます。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番(石内國雄君) ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。きょうの質問の全体の中からお考え、おわかりだと思ひますが、新しくできる道の駅にしても物産館にしても、ぜひ太陽光発電は、当然載せた形で考えていただくということで、常にその部分を、おまけではないですけれども、常につけて常につけてという形で考えていただければ、町のほうもより発展できるのではないかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

質問は以上で終わりにいたします。

◇議長(浅見武志君) 以上でよろしいですか。

◇2番(石内國雄君) はい。

---

◇議長(浅見武志君) 休憩いたします。午後2時40分より再開いたします。

午後2時26分休憩

---

午後2時40分再開

◇議長(浅見武志君) 再開いたします。

---

◇議長(浅見武志君) 次に、15番島田榮一議員の発言を許します。

[15番 島田榮一君登壇]

◇15番(島田榮一君) 議席番号15番島田榮一でございます。大変御無沙汰しておりましたけれども、議長のお許しをいただきまして、1年3カ月ぶりの一般質問に立たせていただくことになりました。よろしくお願ひいたします。

また、傍聴人の皆様には、ご多用のところ、またお暑い中にもかかわらずご出席いただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、民主党政権が誕生して3年余りがたちますが、まさにこの間、民主党政権に翻弄された3年余りであったように思ひます。このままではどうしようもないということで、第3局の動きがにわかには激しさを増しております。我々地方自治体の議会人にあつては、そうしたことに動じることなく、立派なまちづくりに専念しなければならぬと改めて思ひきょうこのごろでございます。

さて、貫井町長は3選を果たし、3期目の町政が既に6カ月を経過したところであります。過去の歴史を振り返ってみても、3期を務めた町長は、名町長の誉れ高き存在に達するものと言われても不思議ではないと思ひますが、それにはその名にふさわしいリーダーシップを発揮していただき、実績を残してほしいと願ひするものであります。

そこで、質問であります、1として、特色あるまちづくりの具体案を問うということであります。今まさに各自治体は、特色あるまちづくりをどう創出していくか、このことにしのぎを削っております。当町でも第5次総合計画、都市計画マスタープラン等立派な計画が策定されました。しかしなが

ら、とかく文章上の美辞麗句、抽象論が目立ち、具体案、優先順位等がなかなか見えにくいのが現実のように見受けられます。今玉村町は、東毛広域幹線道路、高崎・玉村スマートインターチェンジの開通が二、三年後に迫り、まさに町のだ真ん中を大動脈が横断する、まさに町を発展させるには、好機到来、千載一遇のチャンスであると考えます。町長のこれにかける意気込み、抱負を伺います。

次に、2つ目として、観光政策について伺います。ことしのたまむら田園花火大会は、大成功に終わったと認識しております。この花火大会を玉村町の観光の目玉にしていくためには、今後東毛広域幹線道路が完成しても、この場所で続行していけるように、一時通行止め、迂回させてでも現地で続行するべく最大限の努力をする必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、3として、玉村町経営改革町民会議の意見、提言をどれだけ町政に反映しているか伺います。平成23年度玉村町経営改革に関する意見書を見ると、すばらしい意見、提言があり、具体案まであります。これらの提言を謙虚に受けとめ、町政に反映させたほうがよいと思いますが、どのように考えているか伺います。

次に、4つ目として、JAの支所統合問題の進捗状況について伺います。JAの支所統合問題がたまむら支所を除く全ての支所再編が決まったにもかかわらず、たまむら支所のみ決まらず、いまだに見通しが立たない状況が続いております。この問題が決着、解決しない限り、まちとしての青写真が描けないと思いますが、そのあたりどのように考えているか伺います。

以上で1回目の質問といたします。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 15番島田榮一議員の質問にお答えいたします。

大変お褒めの言葉をいただいたのですけれども、褒め殺しにならないように頑張っていきたいと思っております。

まず、3期目の町長としての抱負ということをおっしゃいました。3期目になる前ですね、23年に第5次総合計画、そして都市計画マスタープランが策定されました。これがこれから10年、15年、玉村町のまちづくりをしていく基本でございます。そういう形の中で、3期目の私の仕事は、これを具体策を肉づけをしていくということが大きな仕事の柱であると考えております。昨年3月11日に東日本大震災が起きました。これは、まさに日本人の心を一変させたというスケールの大きな、大変悲しい出来事でございます。日本の社会の中で、自分だけよければいいのだと。自分の会社だけもうかれればそれでいいのだというような風潮がありました。言葉に言うと新人類とかがって言われますけれども、私は決して新人類の考えではないかなと思っております。おくれた考えだと思っておりますけれども、そのような世の中風潮が漂い始めたという日本社会でございましたけれども、その3月11日の大震災によって、改めて日本人が原点に返って、日本人らしき生き方をしなくてはいけないという、そういう社会になりつつあると思っております。この3月11日をやっぱり日本人は、いい

ほうに変えなくてはいけないのだなと考えております。人間は1人では生きられないのだと、たくさんの人に助けられて、そして初めてその自分の生活というものが成り立っていくのであると。その中で言われているのが、きずなという言葉が出てきました。これは、日本の大変すばらしい言葉でございますけれども、今まで我々が忘れかけていたようなことが、改めて日本社会に出てきたということでございます。

私は、この玉村町、これからまちづくりをしていくわけでございますけれども、この地域づくりというものの基本であると思っております。まず、自分が家族のために、そして地域のために、そして社会のために何ができるのかということを一一人の人間が考えていくと。このような人たちが集まってできるのが、私はこのまちづくり、そしてこれが玉村町であると、そういう町、玉村町にしていきたいと考えております。その先頭に立っていくのが町長の仕事であると思っております。これから玉村町は、大きく変わっていきます。ハード面、そしてソフト面、全ての面で変わっていきます。この変わっていく玉村町のこれらのことを最大限町民のために活用していくという気持ちでございます。そういう形で私が町長として、3期目の町長として責任を果たしていきたいということで、島田議員のどこまで私の気持ちが通じたかわかりませんが、私の町長としての基本的な考え方ということでご理解をしていただきたいと思います。

続きまして、観光政策についてでございます。ことし7月14日に開催いたしましたたまむら田園夢花火大会につきましては、ことしも県内外から大勢の人に来ていただきました。今では町の貴重な観光資源と考えております。この花火大会を今後も同じ場所で継続するに当たりましては、平成26年度中に開通予定の広域幹線道路との調整が不可欠となります。現在工事が進められている中、まずは来年の花火の開催に向けて群馬県と調整を進めております。もう一つは、この開通後の開催につきまして、このスマートインターチェンジ、高崎、伊勢崎方面からの通過交通量、かなりの交通量になることが予想されます。この道路は、県内屈指の幹線道路となることから、この道路をどういうふうな形でその花火に活用できるかということでございます。いろんな面で関係者、各方面にこれから働きかけていくと。今の段階では何とも言いがたい、やれるとも言えるしやれないとも言えるというような状況で、非常に申しわけないのですけれども、そんなような状況でございます。これからいろんな方面との協議をしていく中で、この町民の皆さんがやりたいという意思をいかに酌み取っていただけるかということです。これを一番大事だと思っております。全ての町民がここでやりたいのだということを関係各方面にどうやって酌み取っていただけるかということが一番大事だと思っております。そのような形で今後の交渉をしていくということでご理解をしていただきたいと思います。

交通規制実施の可否を踏まえて、慎重に協議する必要があると考えておりますということで、これは警察との協議でございます。来年度につきましても、ことしと同じ場所で今開催できる方向で県、そして消防、そして警察との協議をしている最中でございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

続きまして、玉村町経営改革町民会議の意見、提言をどれだけ町政に反映しているかとの質問にお答えいたします。平成23年度玉村町経営改革に関する意見書につきましては、町民会議発足以来、今回で5回目の意見書として、去る7月27日に提出をいただいたものでございます。いただきました意見書の内容につきましては、可能な限り経営改革に取り入れるという前提のもとに、毎年行う玉村町経営改革実施計画のローリング見直しにおいて、新規に実施項目として加えるなどして、その内容を取り込んでいるところでございます。

なお、意見書の意見が反映された実施項目といたしましては、まちづくり活動支援補助金の創設、ファミリーサポートセンター事業の導入、企業誘致の積極的な推進、地元農畜産物の加工所の建設等々が挙げられますが、住民活動センター、これはばるでございまして。ばるが誕生し、その運営の充実が図られつつあることが一番の成果であると考えているところでございます。したがって、今回の意見書の内容につきましても、平成25年3月31日公表予定の実施計画、平成25年から27年までの3年間の実施計画に可能な限り反映させたいと考えております。

なお、今回の意見書は、協働がテーマとなっているとともに、前回の内容と一部重複する部分もございまして。例えば、協働のガイドブックを早急に作成するにつきましては、前回も意見をいただき、平成24年から26年度実施計画における実施項目として取り組んでいるところでありまして、年内には作成できる見込みとなっているところでございます。いずれにいたしましても、いただきました意見につきましては、でき得る限り取り込みまして、協働によるまちづくりを一層進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、JAの支所統合問題についてお答えいたします。この問題につきましては、JAの問題であり、行政側から関与することではないと考えますので、今後の推移を見守っていきたいと考えております。ただし、以前町がJAたまむら支所用地の譲渡依頼をしたこともあり、当用地は、当町にとっても重要な場所であり、勤労者センター、ふるハートホール、直売所等、関係する事項がありますので、JAの動向を注視していく必要があると考えております。また、動向次第では、推移を見守りながら協議できるときには協議をしていきたいと考えております。

いずれにしましても、JAの支所統合問題については、JAの動き次第で変わってくるものであり、町としては、これに対して柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 15番島田榮一議員。

〔15番 島田榮一君発言〕

◇15番（島田榮一君） 自席にて2回目の質問をいたします。

私は、先日かなり古い玉村町の町政ガイドというのをちょっと見たのです。明治22年からの行政についての歴史があるわけです。明治22年というと、今から123年前のことなのですが、それからその中で旧玉村町、芝根村、上陽村、そして合併した後の玉村町までの今日までの誕生した首長、

村長、町長、これが58名に上っております。その中で、3期12年務めた町長は2名しかいないのです。そうすると、貫井町長が3期務め上げますと3番目の町長ということで、非常に重い存在かなと私は思うのでありますが、それには過去にも玉村町にはいろんな事象、出来事があったかと思うのですけれども、それらをそのときの首長は、乗り切ってやってきているわけですね。私が知っている範囲内でも、昭和36年の上之手地区を走りとした玉村南部土地改良区、そして玉村西部土地改良区、そして玉村東部土地改良区、そして前橋南部土地改良区、そして五料飯倉を含めた土地改良区が、県下に先駆けて完成して、その後東部工業団地ができ、玉村ゴルフ場ができ、そして県央処理場ができ、県立女子大の誘致と、そして各学校区への児童館の建設等と、私がここにちょっと拾い上げただけでも大きな事業が遂行されております。私は、今回のこの東毛広幹道の開通、そしてスマートインターの開設、それに伴う町の発展ということを考えたときに、それらの大きな事業に匹敵するような大きな事業かなと。それには、町長の意気込み、そして職員全体の意気込み、そういったものが非常に重要なこと。本当に真剣にこの問題に熱く取り組んでほしいな、いいものを創出してほしいな、そういう気持ちを強くするわけです。私は、事あるごとに玉村町の今後を考えたときには、まずはこれだろうと、このいい道をどうつくって、魅力的な道をつくっていくか。高盛り土が平面道路になって必要以上に用地ができて、それでいろいろの景観等々考えられるわけでありますけれども、前にも一般質問で同じような質問しました。私は、景観とか環境とか、そういった質問が比較的多いのですけれども、常々玉村町から見た上毛三山が一番きれいなのだと。浅間山を含めた上毛三山が最高にきれいなのだと。その地域資源をどう生かしていくかということが大事かなと。

それで、前にマスタープラン、都市計画審議会があったときに、誰も意見がないので、私ちょっと話したのですけれども、とにかく玉村町は、早い花火でヒットしたのだから、早い桜で、河津桜で街路樹をつくって、景観をつくり出したらどうかと、そういうことを申し上げました。町もそのように考えてくれておるようでございますけれども、その辺の心意気をいま一度町長にお尋ねしたいと思っています。よろしくをお願いします。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 平成24年になりました。20年たちました。半世紀、平成に入って半世紀たつわけでございますけれども、玉村町がずっと先輩の皆さんがいろんな努力をしてきてくれていい町をつくってくれた。大変我々は、その上に立って幸せだなと思っていると同時に、この平成に入って四半世紀ですか、4分の1世紀が終わるわけでございますけれども、またここに来て玉村町が1つ大きく変わる時期が来たと私も認識をしております。そういうときに、町政を携わっているということは、ある意味においては、非常に幸せ者かなと考えておりますし、そういう意味で議会の皆さん、そして役場の職員の皆さんともども、今島田議員さんが申したとおり、ここは玉村町が本当に変わる、変われるときでございます。そういう意味でも、本当に情熱を込めてこの町政に携わることが、一番

の私は玉村町に対する町長としての仕事かなと考えておりますので、その辺でご理解をしていただきたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 15番島田榮一議員。

〔15番 島田榮一君発言〕

◇15番（島田榮一君） 経済建設常任委員長からも報告がありましたけれども、先日上里町サービスエリアと直結したスマートインターチェンジ並びに工業団地等の開発について見学をしてまいりました。上里町でも長年の懸案事項でいろいろと紆余曲折があったようでございます。しかし、地道に対応して、今でも埼玉県庁のほうから2名の課長クラスの職員が出向して、先に立ってこのことに取り組んでおるようでございます。そこで、玉村町としては、この体制づくりは十分かと。その辺をお尋ねしたいのでありますが、1課に任せておくようではだめではないかなと。各課横断的に、町を挙げて取り組むぐらいの熱意が必要かなと、このように考えますが、この辺をお尋ねいたします。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） まさにそのとおりでございます。このいろんな執行していく中で、担当は担当課がありますけれども、担当課だけの問題ではないということでございます。役所というのは、比較的課と課の間の縄張りのなものが言われている、これは玉村町役場でなくて一般論でございますけれども、そういうのがあります。やはり小さな町でございますから、それだけに全員でこれを頑張らないとできないということではないかなと思っております。そういうようなつもりで今役場の中もいろんな面で引き締めというのか、そういうような意識改革をしておりますので、その辺についてご期待をしていただきたいと思いますと思っております。

◇議長（浅見武志君） 15番島田榮一議員。

〔15番 島田榮一君発言〕

◇15番（島田榮一君） ひとつよろしく願いいたします。

それから、全協でも説明がありましたけれども、スマートインター周辺まちづくり協議会なるものが立ち上がったようでございます。これと道の駅構想との整合性、関係はどのようになるのか、そのあたりをお尋ねします。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） スマートインター周辺のまちづくりの協議会のほうを立ち上げさせていただきまして、玉村町の西の玄関口をスマートインターができることによってどのように開発していったらいいのかということをご各方面の方々に議論していただくということで補足をさせていただきました。

それと、その1本広幹道の南側のほうの道の駅、物産館の建設を、当初の考え方は、一緒ではあり

ませんでした。まちづくりのほうの協議会の中で、それとリンクさせてまちづくりを進めていったほうがいいのではないかなというご意見も、この間の会議では少し出てきておりましたので、その辺の議論もよくお聞きして、最終的に来年の3月までにあの地域をどのような方向で開発していったらいいかなというご提言と申しますか、それを出してくれることになっておりますので、その途中でそのような議論はされていきまして、それもリンクさせたような計画案ということになることも考えられるというところでございます。

◇議長（浅見武志君） 15番島田榮一議員。

〔15番 島田榮一君発言〕

◇15番（島田榮一君） ひとつ片方が進まないために足かせになるというようなことのないようにお願いしたいと思うのであります。

それと、既に全協等で道の駅構想については、スケジュールというか行程表ができておりますが、そのあたりは、順調に進んでおるのでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） 今後のスケジュールについてということであるかと思えます。先ほど経済産業課のほうで、物産館につきます農振除外のほうを7月に出しまして、大体1月ごろでできるといふような予定になっております。農振除外が終わった後、今度はその農地の転用と開発許可といひまして建築確認、建物を建てる前の開発協議のほうは、農地転用とあわせて県のほうに提出して協議をされることとなります。その許可が、恐らくうまくいけば来年の夏ごろには大体おりのではないかなというふうに考えております。それが済みましたら、それとあわせてなのですが、実施設計のほうを来年度物産館のほうを行いまして、その翌年、平成26年度に建設ができればいいかなというふうな計画で今おります。その後、道の駅と申しますのは、その核となる施設ができた後に群馬県、また国交省のほうに申請をして、道の駅という名前といひますか、そういうお墨つきをいただくというふうなものでございまして、まずその建物ができましたら、その後これを道の駅に認定してくださいというふうな申請を出すわけでありまして、建物が完成予定であります26年度ごろに、また道の駅のほうの申請のほうもあわせて行って行って、認定されればというふうなスケジュールになっております。

◇議長（浅見武志君） 15番島田榮一議員。

〔15番 島田榮一君発言〕

◇15番（島田榮一君） いろいろいろいろな面が、大変な面もあろうかと思えますけれども、玉村町の行政力をひとつ結集して、この問題に当たっていただきたい、そんなふうにと考えるとあります。

次に、観光政策に移りたいと思えます。今花火が打ち上げられているところは、どう考えてみても

あそこ以上にいいところは見当たらないのが実情かなと私は思うのです。一時通行どめ、あるいは迂回要請、これらは、町民総意の陳情をすとか、そういうことが必要ではないかなと。現に夏祭りの国道354号線は、2日間通行どめをしているわけです。既得権益があるのでしょうかけれども、いずれにいたしましても、地域主権、あるいは地方分権と言われている現在、地域からの要請、要望があれば、これは中央としても考える余地は十分あるのではないかな。やらずに諦めていたのでは、できるものもできないのではないかなと、そんなふうを考えますけれども、その辺をもう一度お尋ねいたしたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） この一番のポイントというのは、この花火大会が、玉村町にとってどういう位置にいるかということではないかなと思います。それで、いろんな関係機関がこの玉村の花火大会が、玉村町の住民にとってどういう力を出しているのか、どういう効果を与えているのかということではないかと思っています。ですから、町長が来て花火大会がしたいのだけれどもということではなくて、この花火大会は、玉村住民全員がこの花火大会、花火を上げることによるそのいろんな面の効果を考えて、その生活の中の1つとして考えているのだと、そういうことを私はアピールしていくのが一番大事だと思っておりますので、まずは本当に町民の皆さん一人一人がこの花火大会の玉村町における位置、そして重要度、価値というものを考えていただくということがスタートだと思っております。

◇議長（浅見武志君） 15番島田榮一議員。

〔15番 島田榮一君発言〕

◇15番（島田榮一君） 花火は、そんなに長い時間ではないのです。お祭りみたいに2日間も要するようなものではなくて、せいぜい数時間、せいぜい長くても数時間かと思うのです。その辺のところを監督官庁へも話をすれば、また陳情すればできないことではないのではないかなと。また、そういう時代になってきているのではないかなと私は思うのであります。玉村町のこれから観光政策を考えていく中で、もうこの花火が起爆剤になるのは、もう間違いないというふうに考えます。

そこで、その次の手、日光例幣使街道の宿場町、もとの宿場町を散策する、あるいは玉村町のいろんなお祭りのほうへ誘導する、いろいろ手だてはあろうかと思えますけれども、まずはこの花火大会でもって、その関越道を通っている車をこちらへ振り向けさせるというふうなことが大事な、そんなふうにと考えるとあります。ひとつ住民の熱意を示して、このことが実現するように行政としても頑張っていただきたい、そんなふうにと考えます。

次に、経営改革町民会議の意見、提言をどれだけ町政に反映しているかということでもあります。いろいろ町長もいろんなことをおっしゃいました。確かにすばらしい経営改革町民会議のメンバーは、すばらしい人がいらっしゃるわけですから、そういう人の意見を真摯に受けとめて、経営に生かして

いくということが非常に重要なと、こんなふうに考えます。今度の9月30日に実施される水辺の森フェスタなんかも、これも町民会議からの提案事項かなと、そんなふうに考えますが、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） まず、9月30日に予定されております岩倉水辺の森フェスタですが、その経緯についてまずご説明申し上げたいと思います。

これは、直接的には、今回の意見書の中からの提案というよりは、むしろもっと早い段階で、ぱるを中心とした住民活動団体の方々の意見の中で、既に整備済みの水辺の森が大変自然豊かな、玉村町には、なかなか貴重な河川敷の公園だということにもかかわらず、町民の方に非常に認知度が低いと。もっとここを活性化して売り出そうと。町民に向けて売り出そうと、そういうような気づきから始まったこととございます。それを受けて、玉村町でこの4月にそういった住民活動の中から広域的な活動をしたいというようなご希望があった場合に、それを審査した上で、それが効果があるというような判断がした場合に、一定の補助金を出すというような制度をつくってございます。それは、住民活動のある意味ではサポートしたりとか、そういった人々の人材を育成するというような意味もございます。ですから、そういう経緯はございまして、そういうような動きをまた今回の意見書の中でも反映する形で、今回の岩倉水辺の森のフェスタが協働によるまちづくりの1つのモデルケースになると、そういうような認識の上、意見書を出されたということとございます。ですから、今回のことに限らず、こういった活動があらこちらでいろんな方々から提案があるということが、これからの協働のまちづくりを推進していくに当たって、非常に有効かなと考えておるところでございます。

◇議長（浅見武志君） 15番島田榮一議員。

〔15番 島田榮一君発言〕

◇15番（島田榮一君） 大変期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、JAの支所統合問題の進捗状況についてであります。何としても歯がゆいと。玉村町だけ一向に決まらないというふうなのが実情でございます。何かJAの理事さん等々にしましても、まとめようという努力がいまいかなというふうな気がするわけですがけれども、もうここまで来ると、待たないのではないかなと。結論を出さないと、本当玉村町笑われてしまうのではないかなというふうな実感さえするわけあります。

そうした中で、現在地に建てかえるか、あるいは野菜集送センターの南へ持っていくか、その二者択一なのかと思うのであります。いろいろと理事さんの綱引きがあつて進まないというふうなことでありますけれども、これを何とか解決するには、やはり行政が黙って見ていただけでは事は進まないのかなと。人ごとではないような気が私はするのです。公民館の跡地とこの庁舎の西側との等価交換で町の土地が西側にあるわけですがけれども、今までの一般質問等の質問の中でも、いろんな方がい

ろいろな質問をされていましたが、公民館にかわるべく、中央公民館にかわるべき公民館、あるいは福祉センターをそこへつくったらどうかというふうな話があったときに、何か執行側とすれば、そういう施設はもう要らないという結論に出たような気がするのですが、その辺をいま一度ちょっと確認をしたいと思うのです。

---

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後3時21分休憩

---

午後3時21分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

---

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） J Aの支所統合につきましては、4年前ですか、4年前に最初のご意見が出ました。その意見は、当時の理事さんの話で、J Aは、今の野菜集送センターのほうに移るのがいいのではないかということでございました。その後新しい理事さんができまして、だんだんその話が消えてきてしまった。それで、もう最初に玉村町が一番先に支所統合ができるのではないかなということだったので、ほかのところはどんどん、どんどんできてきて、最後に玉村町が最後になったということでございます。町とすれば、そうすれば隣があきますから、隣のJ Aの土地については、井田町長のときに、あそこを町が購入をしたいという話を1度しまして、その後話がとまっていたわけでございますので、再度支所統合ができれば、町とすればその今あるたまむら支所の跡地については、町のほうでお譲りをしていただければお譲りをしていただきたいという申し入れはしておきました。その後、支所統合の話が頓挫しまして、現在のところはっきりした答えがまだできていません。ただ、何かJ Aの中では、もう最後は玉村町だということの話が進んでいるという話は聞いております。支所統合については、これは組合員が一番その支所が統合された場合にどうあるかということが一番大事ではないかなと、その辺を十二分に考慮した中で支所統合すべきではないかなという話はしてあります。ただ、町としてどこへどうこうということは、これはJ A内部の話でございますので、余り差し入ったところには入れない、入らないというのが今までの町としての基本的な考えでございます。

◇議長（浅見武志君） 15番島田榮一議員。

〔15番 島田榮一君発言〕

◇15番（島田榮一君） 支所統合もさることながら、しばね支所もそうですし、じょうよう支所もそうだと思うのですが、芝根地区、あるいは上陽地区、そういうところの集会の場所といいま

すか、1個だけになってしまうと、そういう場所もなくなってしまうと。それと、中央公民館の芝根分館、あるいは上陽もそうだと思うのですけれども、分館としての役割もあるわけです。これらは、人のうちのことだから知らないよというわけにはいかないと思うのです、行政の1つの施設がそこにあるのですから。その辺どうお考えですか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 私が答えたそのJAの問題であるということは、支所をどういうふうに統合するかということに対しての話でございまして、その後の今島田議員さんが言ったように、今ある支所が後々どうするかということについて、踏み込んだ話ではないということでございます。

◇議長（浅見武志君） 15番島田榮一議員。

〔15番 島田榮一君発言〕

◇15番（島田榮一君） 当たりさわらずといいますか、柳に風になってしまっ、その公民館の分館というと町の行政機関なのですね。これを支所統合になって、その存在が危うくなる、どうなるかというふうなことは、大きなテーマかなと私は思うのです。その辺を農協側へ働きかけるなりすることは、決して人のうちを侵害しているわけでもないし、そのように思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

---

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後3時26分休憩

---

午後3時26分再開

◇議長（浅見武志君） 再開します。

---

◇議長（浅見武志君） 15番島田榮一議員。

〔15番 島田榮一君発言〕

◇15番（島田榮一君） その要するに平たく言えば、公民館活動の分館が芝根にもあり、上陽にあるということなのです。農協の支所をそのように利用していると。町長座談会等で多くの人を集める場所も、あれも分館の一部なのです。そういう場所がなくなってしまうと、芝根も上陽も集まる場所がなくなってしまうわけですね。だから、それでは困る。農協が支所統合のときに、町側としてはこうなのだというふうな要望も必要ではないかと、私が言いたいのはそこなのです。

---

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後3時27分休憩

---

午後3時29分再開

◇議長（浅見武志君） 再開します。

---

◇議長（浅見武志君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 川端秀信君発言〕

◇生涯学習課長（川端秀信君） 島田議員の質問で、うちのほうの公民館の分館であることは、正直、それでしほねとじょうようの支所の2階が今分館になっていますけれども、あそこはどっちかという  
と農協の建物で、多分2階がうちのほうの分館になっているのですけれども、ただあそこの建物の耐  
震性と、あと問題は、事務所から2階に上がるという、どっちかという公民館とするには外階段と  
か必要だし、また職員の常駐ということも必要になってくると思われるので、支所の問題は、ちょっ  
と我々には、ちょっと分野が違うのでお答えはできませんけれども、できればそういう集会の場を設  
けて、公民館活動として事業ができるような建物は欲しいとは考えています。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 15番島田榮一議員。

〔15番 島田榮一君発言〕

◇15番（島田榮一君） 農協の座談会がいつでしたか、あったのですけれども、そのときに、支所  
統合の話が出まして、いろいろこの玉村町ばかりでなくて、今まで新しく統合してできたような地域  
でも、その問題はかなり出ていると、住民の要望はかなり出ていると、そういうあれは参事さんでし  
たかね、説明がありましたけれども、当然かと思うのです。あの芝根にしたってそういった場所がな  
くなってしまったら、本当に困ると思うのです。寄り場がなくなってしまったというのは。ですから、  
それを行政としてもどう指導していくかということは、非常に重要なことと思うのです。町長は、いま  
いち理解があれのようだけれども、要するに中央公民館が前あったでしょう。今斎場になってしま  
いましたけれども、中央公民館があった。その分館というのが芝根にもあり、上陽にもあるわけなの  
です。看板もかかっている。それを支所統合して農協が1個になってしまうと、それがもし取り壊し  
て更地になってしまうと、そういうものがなくなってしまふわけですよ。だから、それをどう考え  
るかという、そういうことかと思ひます。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 島田議員の言っている意味がわかりました。ただ、それを今どうこうとい  
うことは、非常に難しいことではないかなと思っています。まずは、そのJAの動向がまだはっきりし  
ないわけですので、JAの動向がはっきりした中で今度はそういう問題が起きてくるとい  
うことですので。それには相当の莫大な金がかかりますよね。建物の耐震補強だとか、リニューア

ルだとかということも考えなくてはいけないし、例えばではもっと新しいものを建物を建てるということも考えられるということもあります。選択肢としてあると思いますので、その辺でどういう方法が一番いいのかということは、また考える必要があると思っています。そのときには、また議会の皆さんとよく相談した中で、この結論を出していく必要があると思っております。

◇議長（浅見武志君） 15番島田榮一議員。

〔15番 島田榮一君発言〕

◇15番（島田榮一君） 私は、特に金をかけろというふうなことは言っていません。その今の建物を、農協側にしても、取り壊して更地にするだけだって莫大な費用が農協だってすると思うのです。それならば、今の建物はそのままにして、一般住民が利用できるように、ちょっとリフォームするぐらいで利用できれば一番いいのかなという、そんなふうな気がするのです。その辺、生涯学習課長どう思いますか。

---

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後3時33分休憩

---

午後3時34分再開

◇議長（浅見武志君） 再開します。

---

◇議長（浅見武志君） 15番島田榮一議員。

〔15番 島田榮一君発言〕

◇15番（島田榮一君） いろいろ建物は農協の持ち物だし、利用している1カ所は公民館活動で利用しているのだし、複雑といえば複雑なの、確かに。複雑は複雑なのですけども、それらを考えておかないと、行政として次のステップに行かないのではないのかと思うのです。今後の課題にするしかなないのかなと思いますけれども、そういうのが余り、では全く行政としては無関心だったのかね。

◇議長（浅見武志君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 川端秀信君発言〕

◇生涯学習課長（川端秀信君） 昭和30年の大合併に基づいて、3町村が合併して各地区の役場があった時点で、今農協の支所があるのですけれども、やっぱりそれは存続する必要があって、各地区の拠点として活動する場を設けたほうがいいと私は考えていますけれども。

◇議長（浅見武志君） 15番島田榮一議員。

〔15番 島田榮一君発言〕

◇15番（島田榮一君） 今後の大きな検討課題に残しておきたいと思います。

以上で、時間が若干残っておりますけれども、終わりたいと思います。ありがとうございました。

---

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。午後3時50分より再開いたします。

午後3時36分休憩

---

午後3時50分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

---

◇議長（浅見武志君） 次に、13番宇津木治宣議員の発言を許します。

[13番 宇津木治宣君登壇]

◇13番（宇津木治宣君） 13番宇津木治宣です。通告に従い質問をさせていただきます。私も町長と一番初当選のときから一緒なのですけれども、先ほど島田議員が大分持ち上げましたけれども、私は、町長長いつき合いなので、この人は、余りおだてるのはよくないと。たたいてたたいて、そのときに強さを発揮する、私はそういうふうに確信をしています。何か町長もそう思っているのではないかなという節もあるので、きょうは遠慮なくやりたいと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に、東毛広域幹線道路の開通に合わせて、関越自動車道の交差部に高崎・玉村スマートインターチェンジが平成25年度に完成予定となっております。本町の交通の利便性は、他市町村にないほど優位を持つことになり、その活用が重要になってまいります。町の第5次総合計画では、目標とされている定住人口をふやすためにも、社会基盤整備を活用することは重要です。地域経済活性化と雇用機会の確保に向け、重要課題として取り組む必要があるのではないのでしょうか。新聞報道によれば、町は高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）周辺の開発について、スマートインター周辺地区まちづくり協議会を設立するとしています。また、8月20日には経済建設常任委員会は、埼玉県上里町を訪ね、計画中の上里パーキング・スマートインター周辺の開発について視察をしたところであります。上里インターは、インターそのものは、これからできるということで、玉村町のほうがインターチェンジそのものは、先に話が進んでいるのですが、周辺開発については、玉村町のほうがこれからと、こういうような形で、先進地というような意味も含めて視察をしてまいったわけあります。そこで、以下の何点かについてまずお尋ねをしていきます。

まず1つに、道の駅や農産物直売所などを置いた複合的な集客施設を計画をしていますが、この進捗状況について、まずお尋ねをいたします。

また、玉村町農業の持つ可能性と今後のあり方が問われているのではないかと思います。直売所、そこにはやっぱり売れるものをつくること。このことなしには進まないのではないのでしょうか。地産地消といいますけれども、つくったものを自分のところで作ると、これだけではだめで、つくったものを自分で消費する以上につくったものを町外の人にも食べてもらう、その上での直売所でなけれ

ばならないのではないかと思います。そのためにも、農畜産物の玉村ブランドをつくっていく、いわゆる6次産業化、こういうことが今こそ求められているのではないかと思います。また、町は東毛広域幹線道路北側の民有地32.7ヘクタールを中心としたエリアの企業誘致を軸とした開発構想を打ち出しています。先日も上里町に視察に行つてまいりましたが、13年がかりだったという話を聞いています。13年というずっと先ですから、聞いただけでも数々の難しさが見えてくるかと思うのです。しかし、そうはいつでも、13年前に始めたから今実現するわけですから、そのことについては、やはり時期を得て取り組んでいくことは、重要ではないかと思います。この点についてどのような見通しと展望を持っているのかお尋ねをいたします。

また、地域産業活性化ということになれば、道の駅も直売所もそうですけれども、工業団地の造成もそうですけれども、地域商工会、JAなどとの協議、要するに腹の練り合わせですか、そういうのなしに一方的に推進していくのもいかがなものかと思います。これらとの協議をどのように進めてきているのかお尋ねをいたします。

次に、高崎インター周辺というのは、高崎市にとっても大変重要な位置になっているようでありませう。富岡市長の議会の答弁を私も見させていただきましたけれども、何としてもこの地区を開発していくのだという意欲が感じられるわけです。これらとの玉村町との開発、そういう構想との全く連携なしに、何の脈絡もなく、我が町で行くのだということだけで一体進め切れるのかどうか。

それからまた、先日の全員協議会でも説明をいただきました。伊勢崎市が大規模な工業団地の造成計画があると。そういうことで、上里町もそうですけれども、周辺がいろんなことを考えているということで、本当にこれらの構想が全部まとまったらどうなってしまうのかなというようなデフレ状況になるということで、そういう懸念もやっぱり一方には慎重にしていかなければならないものもあるのではないかと思います。これらの周辺都市との連携は、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、小学校の2学期制の再検討ということで質問させていただきます。玉村町2学期制は、平成18年から全ての小中学校で実施し、今年度で6年目を迎えています。2学期制に入るときは、どちらかというと、玉村町はおくれて入ったと。なかなか難航したというふうなイメージで、なかなか住民、保護者の理解も得にくくしていたのですが、何とか2学期制になっているということで、この2学期制も群馬県では太田市、大泉町、そして玉村町、高崎市ということでありましたけれども、既に太田市、大泉町は、もう3学期制に転換して戻ってしまっていると。最後に残った玉村町が、高崎市がことしの6月議会で正式に教育委員会の決定内容を文教常任委員会に伝える中で、3学期制に戻すということを決めたようであります。その説明の中で教育長が、2学期制で期待された授業時間の確保は3学期制でも可能と。長期休暇の前に通知票を渡し、子供や保護者に生活を振り返ってもらった課題を克服してもらふことができる。特に保護者からは、通知票を3回もらいたいという要望が強かったこと。2学期制は、スポーツや学習に適した時期に休みがあり、教職員や保護者に不評だった

こと、2学期制ではまだ暑さが厳しい時期に運動会を行わなければならない、学校保健会からも熱中症の心配から改善が求められていることなどをその転換の理由に挙げ、説明をしているようであります。

当町も昨年の運動会で熱中症騒ぎで全国のテレビに報道されるというような事態もあり、そのときも、これは運動会のことが2学期制をどうかするということにはつながらないのではと思いますけれども、その辺の検証をやっぱり本格的に考える時期にあるのではないかと、そういうふうな思いに至ってこの質問をするわけであります。教育長からの答弁をお願いして、第1回目の質問といたします。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 13番宇津木治宣議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、道の駅や農産物直売所などを置いた複合的な集客施設の進捗状況についてでございます。たまむら道の駅、これは仮称でございます。は、東毛広幹道、玉村インターチェンジ開通に伴い、農業及び地域の活性化を図る目的で農産物直売、農産加工施設、地域物産品の販売を核とした施設として計画されています。建設場所については、既にご存じだと思いますが、インターチェンジ東側に隣接する形でございます。施設の規模は、農産物直売所300平米、農産物加工情報発信施設240平米、トイレ130平米、そして駐車台数は乗用車にして110台、身障者が2台でございます。大型車20台程度を見込んでおります。現在の進捗状況ですが、平成27年4月オープンを目標に、農振除外、開発許可について県の担当課と協議を進めているところでございます。建設予定地は、市街化調整区域であり、10ヘクタール以上の農地が広がる甲種農地であるため、農振除外についてかなりハードルが高いと予想されていますが、今後の町の振興上、どうしても必要な施設であると考えておまして、今年度7月の農振除外申請をしたところでございます。道の駅の機能についてですが、全国的に災害時に道の駅が防災拠点として活用されている事例があります。今後は、この役割がさらに重要となると考えております。たまむら道の駅ではこの点に着目し、直売所を中心とした表の顔と、有事の際には、町民に対してさまざまな支援ができるような防災機能を充実させていこうと考えております。当町は、インターチェンジができることで群馬県における高速道路網のかなめになります。これにより県内の防災拠点となり得る立地条件となり、災害時には当施設を利用し、県内はもちろん、県外への支援拠点となることも可能であるということでございます。

また、インターチェンジから藤岡・大胡線までの広幹道沿線には、先ほど申しましたけれども、河津桜の並木をつくる計画があります。数年後は、道の駅周辺は、玉村町の玄関口としてふさわしい観光名所となる見込みでございます。このように、たまむら道の駅は、農業振興、地域の活性化を図るだけでなく、玉村町の玄関口として新たな観光名所の核となり、さらには大災害、災害が起きた場合、防災拠点として町民の生活をサポートする場所として重要な施設になると期待をしております。

次に、玉村町農業の持つ可能性と今後のあり方についてお答えいたします。現在玉村町の農業は、米麦中心の土地利用型農業が主体であります。米麦経営は、国の戸別所得補償制度に代表される手厚

い補助制度の中で成り立つ、決して収益性の高い農業ではありません。しかし、昨今話題になっている世界的異常気象や、アメリカ、オーストラリアなどの穀物大産地の干ばつによる不作の状況を勘案しますと、いつ食料輸入が滞るとも限りません。日本の食料が非常に安く流通しているのは、円高の恩恵が大きく、経済状況が変化し、円安になった場合は、日本は食料危機に陥るとする報告もあります。したがって、現状の米麦生産は、補助制度を最大限に活用し、農地集積制度を活用して、経費節減を図りながら農家所得を維持し、継続していくことが重要であると考えております。

一方、農業を夢のある産業にし、若い人たちが職業として農業に魅力を感じられるようにしなくてはなりません。それには、農家の所得向上が1つの手段であり、ご指摘のように農産物を積極的に販売するための玉村ブランドをつくる必要があります。地域ブランドをつくるには、産地の背景、地域の歴史等を織り込んだストーリーのある商品をつくるのがヒットの秘訣だと伺っております。

先ほど道の駅の進捗状況を答弁させていただきましたが、これまでも農産物直売所で提供するために、地元野菜を使ったジェラートや米粉を使ったクレープなどを農業公社の事業として開発、また技術者の養成を行ってまいりました。今後も産地の背景を考慮し、日本一の出荷量を誇る玉村食肉市場とありますけれども、これは群馬県食肉卸売市場でございます。群馬県食肉卸売市場の豚肉を使った商品開発や、米粉を使った商品のバリエーションをふやしていく。また、給食として定着してきました玉村カレーに特徴を持たせて、名物にするといったことで玉村農産物の販売促進を図っていきたくと考えております。

さらに、現在の農業分野でのキーワードは、6次産業化でございます。地域で生産された農産物を加工し、販売することを6次産業化と呼んでおります。道の駅ができることで農産物加工、販売体制が整備されます。6次産業化に取り組む農業者に向けた国の補助事業、支援体制も充実しておりますので、農事組合法人や農家の女性組織などが積極的に農産物に付加価値をつけ、農業所得の向上につなげていけるよう、町としても支援をしていこうと考えております。

続きまして、東毛広域幹線道路北側の工業誘致を軸とした開発構想の展望についてお答えいたします。8月16日付の上毛新聞に、玉村町スマートインター周辺地区まちづくり協議会の記事が掲載されました。この協議会は、東毛広域幹線道路北側の上新田地区及び板井地区の約30ヘクタールのエリアを想定し、交通の利便性を生かしたまちづくりを推進するために、専門家や住民の意見を聞き、計画の策定や事業の方針などについて協議することを目的として発足したものでございます。

8月17日に第1回目の協議会を開催し、今年度中には土地利用のビジョンを提案していただくことになっております。協議会での提案に基づき開発構想を進めることとなりますが、現在対象となるエリアは、農振、農用地区域が広範囲に分布し、一部では農業法人による経営が行われるなど、新たな取り組みも始まっており、優良農地の保全と農業振興など、農業と調和した新しい土地利用を提案することが求められております。また、地権者の同意形成に向けて地域の特性を考慮し、地域住民や権利者とともにビジョンを共有しながら進めていきたいと考えており、構想案ができた段階で情報の

提供も行っていきたいと考えております。東毛広域幹線道路沿線では、高崎市や伊勢崎市が先行して工業団地の開発計画を進めており、企業誘致の面でもかなり厳しい状況になることが予想されますので、進出企業への優遇措置、拡充などについても検討が必要と考えております。

次に、JAや商工会との連携についてお答えいたします。スマートインター周辺地区まちづくり協議会の委員には、商工会からは商工会長を初め5名の役員さんに参加をさせていただいており、JAからも2名の理事さんと職員1名に参加をさせていただいております。スマートインターチェンジ周辺のまちづくりを進める上で、商工業や農業との調整は、欠かすことはできません。そのためにも、商工会やJAとは密接に連携をとりながら進捗を図っていきたいと考えております。

最後に、高崎市が打ち出している都市軸との関連についてお答えいたします。高崎市が打ち出している構想は、高崎駅と高崎・玉村スマートインターチェンジを結ぶ東毛広域幹線道路沿道を新たな都市軸として指定しており、高崎駅東口周辺ゾーンでは、都市機能を複合的に高め、広域、交流機能を備えた拠点の形成を目指すとともに、スマートインターチェンジや東毛広域幹線道路沿線周辺は、業務、流通、工業、その他産業機能の立地と、集積を図ることとしております。

本町においても、スマートインターチェンジ周辺地区及び東毛広域幹線道路沿線は、その整備により広域的なアクセス環境が飛躍的に向上し、県内主要都市だけでなく全国とも地域連携を拡大できる可能性が高まってくるものと考えております。これらの社会変化を新たな産業振興や町内外の交流連携の拡大に活かしていくため、企業誘致に向けた環境整備、農畜産物等を生かした地域ブランドの開発と販売促進、自然環境、歴史資産を生かした観光交流事業等の地域振興を進めていくことなどが考えられ、今回対象となっているスマートインターチェンジ周辺地区については、この地区にふさわしい土地利用をスマートインター周辺地区まちづくり協議会を通して検討していきたいと考えております。このように、新たな広域交通基盤が整備されていく中で、両市町において各施策や事業で関連、協力し合える部分が出てきた場合には、協力連携をして相乗効果を図っていきたいと考えておりますが、差別化を図るべき部分については、玉村町らしさを出して、その存在意義を見出していきたいと考えております。

いずれにしましても、スマートインターチェンジに限らず、両市町がさまざまなまちづくりの分野において協力連携を築き上げていくことは、それぞれの発展において重要なことと考えておりますので、関係各位には格別なご協力を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、小中学校の2学期制についてでございますけれども、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

◇議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 小中学校の2学期制の再検討をというご質問についてお答え申し上げます。

議員さんご指摘のとおり、玉村町において2学期制は、平成15年度に2学期制検討委員会を立ち

上げ、2年間の試行期間を経て、平成18年度から全ての小中学校で実施するようになりました。こととして7年目を迎えているところでもあります。2学期制に移行するに当たっては、平成14年度より学校週5日制が完全実施になったことと、各市町村が法や規則にのっとって規定する学校管理規則を自主的、自立的に策定することができるようになったことが大きな要因として挙げられます。2学期制は、全国では20%以上の小中学校が今実施しているところではありますが、群馬県ではご承知のとおり、高崎市が1年半の検討を経て来年度から3学期制にすることを決めているため、平成25年度から玉村町のみが2学期制ということになります。

玉村町の2学期制は、本町の学校教育が目指す子供像であります、確かな力を身につけ、心豊かにたくましく生き抜く子供の育成のために、まず1つは、子供たちがじっくり学べる教育活動をするための授業時数を確保すること。そして、2つ目には、子供と教師が勉強や部活動を通して向き合い、触れ合いを深めるためのゆとりを生み出すこと。そして、3つ目に、夏休みや冬休みを学期の中に位置づけ、長いスパンでの教育活動を可能とすることにより、子供たちにとっては、ゆとりを持って学習や運動に取り組むことができ、自分の弱点克服や興味、関心の伸長にも長期の休みを活用できるようにすることというようなことを狙いとして今取り組んでいるところでもあります。

議員さんのご指摘にもありましたが、当町においても、保護者から、通知票は、長期の休み前にあったほうがよいという意見をいただいたこともありますが、ここ1年間は、そういう意見はございません。長期の休みを有効に活用するためには、これまでの状況を振り返り、自分の課題を子供自身にしっかりと自覚させることが大切であります。そのため、各学校では、夏休み前や夏休みの早い時期に教育相談、家庭訪問等を行い、担任と保護者や子供でこれまでの状況を振り返り、夏休みの課題等を話し合う機会をつくっています。また、夏休み前までの学習の状況、これをミニ通知票として保護者に伝えるなど、工夫も行っているところでもあります。さらに、夏休み前の学習が不十分な子供に対しては、夏休み中に補充学習を行って、夏休み明けにその成果を見る学力テストをしているところです。小学校の運動会の時期についても、暑さ対策のため今年度は例年より2週間程度おくらせ、9月の最終週に行くこととしました。来年度以降もそのような方向で進められるものと考えているところでもあります。

次に、高崎市の対応を受けまして、玉村町の現状把握ということで、玉村町の各学校の状況につきまして、ことし去る8月末までに校長から報告を受けたところでもあります。それによりますと、全体的には特色ある玉村町の教育として継続していくべき。それから、子供たちとしっかりと向き合える2学期制のメリットを尊重したい。2学期制が、議員さん先ほどご指摘いただきましたように、幾多の困難を経てようやく定着したので、子供たちにとって大きな支障がない限り、当面継続することがよいということなど、すぐに3学期制へという意見はございませんでした。特に、中学校では長期の休みに入る前に通知票等の学期末の事務がないため、7月は中体連の夏の大会に向けて、教師と生徒が一緒になって完全燃焼することができています。また、12月は、3年生と進路に向けて、生徒や

保護者とじっくりと話し合うことができている。そして、2学期制で生み出された時間を生徒との2者面談や3者面談に充てている学校もありますし、このような取り組みが生徒と先生及び保護者との信頼関係を築き上げることにもつながっていると考えているところです。

また、県内において中学生の問題行動が新聞等でニュースとして取り上げられることが多い中、玉村町の中学生が中体連でも大活躍し、学力的にも一定基準を確保するなど、両中学校は大変落ちついており、何にでも頑張るすばらしい姿が見られるというふうに思っております。これは、2学期制という枠組みの中で各学校が特色ある活動を行い、子供と教師の信頼関係に基づき伸び伸びと学校生活を送っているからにほかならないというふうに感じているところであります。小学校においても同様に、さまざまな体験活動等が行われるなど、充実した教育活動が展開されているところであります。特に長期の休み前には時間的なゆとりがあるため、一人一人の子供に目を向け、長期の休みに向けて指導をじっくり行えるので、長期の休みを有効活用できるようになったという報告もございます。

2学期制につきましては、さまざまな意見があることは、十分承知しておるところでございますが、学校の報告及び児童生徒の姿から、玉村町の2学期制は7年目を迎えて、起動に乗ってきているところであると認識しているところであります。

終わりになりますが、学期制はもとより、全てにおいて学校の主役は子供であります。子供たちがみずからの手で知・徳・体のバランスのとれた力、すなわち生きる力を身につける、そんな学期制のあり方を今後も志向していきたいと考えているところであります。そして、玉村町の学校で学んでよかったと。子供たち一人一人が実感できるよう学校教育の充実に努めるとともに、保護者等に対しても、学校教育に対しての理解と協力を今後さらにお願していきたいと考えているところであります。どうぞよろしくお願いたします。

◇議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

◇13番（宇津木治宣君） 引き続き自席から質問を続けさせていただきます。

まず、道の駅、直売所、この位置づけについて確認をしておきたいと思えます。スマートインター周辺、東毛広幹道周辺活性化のこの課題の中に2つの課題ができてきました。直売所、物産館、それからその周辺に工業団地が造成をすると。32ヘクタールと。一方では、要するに第6次産業、農業を保護するという直売所をつくるという中に、一方では32ヘクタールの農地を潰して、国に対してその考え方をやっていると、こういうことが、考えようによっては、農業を伸ばしたいのだったら、こっちはどうだという話にならないのかどうか、その辺のいわゆる話の整合性について、先にお伺いいたします。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） 農業と商工業についての関連性といえますか、そういうところは、

どこの要するに市町村においても、この課題は大きな問題だというふうに思っております。都市計画を作成する面におきましても、このことが非常に問題になる時点でありまして、市街化区域と調整区域をどういうふうにしたらいいのか。また、マスタープランをつくるときに、農地を潰す以外に工業用地を生み出すことがまず不可能であるというようなところから、できる限りその影響の少ないところをいかに効率的に開発計画をつくっていくかというふうなことで、大変悩むところでございます。そのような中で、今回のマスタープランの中では、高崎市と玉村町地区にスマートインターができるということが、相前から決まっていたのかもしれないのですけれども、近年本当に浮上してきました、これが現実化されてきたということでありまして、そこのところをいかにやっぱり開発していくかということが農業、ここは農業振興地域でありますので、農業振興地域をうまく利用していかなければいけないということでありまして、非常に難しいのですけれども、必ずしもこのスマートインター地区の協議会におきまして、開発をするということだけが前提の協議会ではございません。この中に農業関係者等、それから農業法人の方々も入っていただいた理由としましては、農業をぜひここでやっていきたいから、ここは農業の振興地域にしてくれというような意見も、そういうことも視野に入れてこの協議会のほうを発足したつもりでございます。

また、先ほどもちょっと宇津木議員のほうからありました6次産業というところでは、やはりこの地域が工業系だけではなくていろんな分野、今申し上げました6次産業といいますのは、その農業の活性化をもとに考えていくというような開発の部分も大きく考えております。この協議会の中でも商業、工業、また農業を中心とした6次産業というような産業を視野に入れて、しかも伊勢崎地区が工業、高崎地区が工業というところもありますので、それらの説明もさせていただきまして、玉村町の独自性をもう出していけないと農振協議、また農家の、要するに農家のほうの協力も得られないというふうに考えております。

◇議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

◇13番（宇津木治宣君） 説明を聞いていますと、道の駅、農産物、6次産業化ということで、農業をもうかる、もうかるというか暮らしていける農業にしたいという壮大な計画の中で、直売所建設や新しい農業に生まれ変わっていくと、こういうことが求められてきているのかなと。私はそのとおりだと思うのです。一方、優良農地を潰すという相矛盾する話と、一遍にのみ込むような話になるわけですから、その辺よほど論理構築を明確にしてやっぱり説明していけないと、都合のいい話を都合のいい場面でやっているというふうな印象になってしまっただけでは、玉村町の発展のそのインパクトというのですか、説明がつかないと。これは、何も玉村町だけでなく、山村のように直売所とかそういうので生きていくしかないという明確な場合のときには、その説明が本当に説得力を持つのですけれども、玉村町の場合は、その両脇にやるような話になっていきますので、非常に厳しい面があるのではないかと思います。

そこで、友好都市になりました昭和村、あそこは山村の直売所とか、そういうのに非常に力を入れている一方、大企業を誘致するというようなことと両方やっているわけですね。町長、その辺最近昭和村と仲よくなられたので、どんな印象をお持ちでしょうか。ちょっと町長のほうから伺いたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 30ヘクタールの場所があるということでございます。これは、玉村町としては、宝物でございまして、そこにスマートインターができ、東毛広幹道ができるということでございますので、これをどう活用するか。今言われたように、農業として残すか、それとも新しい産業としてそこを活用するかということ。そういうものを総合的に判断するというので、スマートインター周辺の協議会ができたということでございます。ですから、まだ30ヘクタールをどういうふうにするかというところまでまだ行っていないということで理解していただきたいと思います。

また、昭和村につきましての話でございますけれども、昭和村、日本一の農業村ということで、農業の村ということで今売り出し中でございます。今度新しく村長になりました堤さんという方でございますけれども、私も先日お伺いしてきましたら、コンニャクの栽培では昭和村一番というコンニャク農家のご主人でございました。そういう村でございますけれども、あそこに昭和村の発展の1つがキヤノン電子という会社があそこに来たということが、今の昭和村をつくっている、その農業とその工業がうまくバランスをとって、山村でございますけれども、農業だけでは非常に厳しい環境かなというところにキヤノンを初め工業ができて、それがその昭和村の活性化にかなり寄与しているということでございまして、私なんかも見ていても、ちょっとうらやましいぐらいうまくバランスがとれております。このバランスというのは、大変大事だと思いますし、玉村町も高崎市の工業団地、伊勢崎市の工業団地というものがあまして、ではそこに玉村町が何をやるかということ、この辺のバランスを考えた中での町の発展ということは必要ではないかなと、そういう意味でこの協議会を通していろんな意見を聞きながら、我々も判断をしていかななくてはいけないかなと考えております。

◇議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

◇13番（宇津木治宣君） 今話したとおりです。要するに、町の中にいると農業を守る。そうすると、何となくそういうことで話が何かそういう感じになります。しかし、現実問題として、農業を守ると言っても、もう今のところの足がかりというのは、非常に少ないわけですね。それには、やっぱり守るものをつくっていくとか、開発していくとか、そういうことが先に必要というのですか、並行して必要なわけだと思うのです。そういう意味で、先ほど6次産業の話が出ましたけれども、経済産業課長、どんなアイデアか、工夫というかお持ちなのではないでしょうか、聞かせていただければありがたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 先ほど述べましたとおり、答弁されたとおり、地元野菜を使ったジェラートとか、あと米粉を使ったクレープ、こちらのほう、公社のほうで講師を招いて、あと技術者の養成という形で、婦人の人たちがみんなまとまって講義を受けています。これでいろいろな特産物というのですか、地元のものを入れたものをつくって売り出すという形です。それと、また先ほど述べたとおり玉村カレーというのがありますので、これ結構有名な名前、名前だけちょっと出てしまっているのですけれども、これは相当な、例えばジャガイモにしても、タマネギにしても、農業委員会のほうでつくっていますし、その関係と、あと肉にしましても地場産で肉の駅ありますので、そちらのほうから持ってこられますので、このものは、相当なものがあると思います。それからあと、米粉の関係ですけれども、こちらのほうもたまむら焼きというのがあるのですけれども、こちらのほうで米粉を使ったりニラを使ったり、いろいろな小麦粉ですね、今さとのそらですか、そちらのほうを使った商品開発というのはできると思っております。

◇議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

◇13番（宇津木治宣君） そういうことで、一番今求められているのは、その農業の地域ブランド起こしと、それから要するに食肉市場の活用と。そういうことにもつながるかと思うのです。それを相当今力を入れていかないとならないのではないかなと。道の駅構想だけがひとり歩きして、平成27年の4月にできるという目標でいっているわけですけれども、少なくともそのときまでには、何らかの形をあらわしていくということが、いろんな研究を進める上で、土台になっていくのではないかと思います。そのためにも、それなりの体制というのですか、目に見える形の予算づけとか、要するにそういう形も考えていく必要あると思うのですけれども、町長その辺についての決意というのですか、もうこの話は、もうずっと言われ続けていますので、何かお考えがありましたらお聞かせください。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） まず、建設委員会を立ち上げます。そして、今言われましたように予算づけをした中で、この道の駅直売所構想というのを具体化していくということでございますし、それとあわせてスマートインター周辺協議会のご意見も聞きながら、それを進めていくということになると思っております。今、県との協議が大分大詰めに来ました。今までよく質問があったのですけれども、なかなか県との協議が進んでいけませんので、何か霧の中にあるような話をしているということでございますけれども、12月、3月議会ぐらいには、ぱっと明るいニュースを皆さんに説明ができるのではないかなと私は思っております。

◇議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

◇13番（宇津木治宣君） これは、全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

次に、この地域の農振除外というのですか、その上里インターの視察に行っていました。上里町は13年この計画にかかったそうです。あれやこれやいろんな問題がありましてというふうに言っていましたけれども、これどうでしょうか。余り大風呂敷だけ広げられては困るという部分もあると思うのですけれども、一方には諦めずに進めないと成果を得られないという、こういう話もあるので、その辺をやっぱり行政マンの皆さんには、やはり慎重にというのですか、ある程度戦略を練って話を進めていかなければ、やっぱり近づき切れないのではないかと思います。

かつては、北部工業団地のときには、県から来ていただいた課長さんがちょうど県のほうに帰って、非常にパイプ役になっていただいたということで、住民の熱意やいろんなことが伝わっていく中で、それほど言うのではというようなことで多分開発が進み、進出企業の熱意もあったと思うのです。そういう中であれだけのものがようやく経緯を考えると、32ヘクタールがそう簡単に、そんな簡単に、ぱっとではいいよという話にはならないし、農地の値段の問題も出てくるかと思うのです。上里町は、1坪1万2,000円だそうです。1反340万円ですか、320万円……420万円と言っていましたね。それをもとに造成するので、それなりの値段になるのだよと。誘致企業は見通しがあるのですかと言ったら、いやこれからだというような話なのです。それと同時に、例えば上福島の7.6ヘクタールの問題なんかでも、流通業であれば進出が可能だと。指定を受けているわけですが、なかなか進出企業がないと、こういう全体的な背景の中で、やはりその辺をよほど戦略的に考えた上で進んでいただかないとならないのではないかなと思います。新聞見て、うわすごいなと思ったのですけれども、その辺について、都市建設課長でよろしいですか。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） 農振除外の問題で、やっぱりこの30ヘクがそう簡単にはいかないのではないかとというような1つのご質問だと思います。おっしゃられるとおり、このハードルはかなり高いというふうに考えております。まず最初に言ってくるのは、宇津木議員さんの質問の中にもあったのですけれども、高崎地区と伊勢崎地区の問題も当然出てきます。これ30ヘクになりますと、関東農政局のほうの協議が必要になりますので、関東農政局のほうで見るのは、まず群馬県全体の農振の状況から見ていきます。そうしますと、伊勢崎地区が50ヘク、高崎地区も農地だけでいきますと約50ヘク、合わせて100ヘクと言われているのですけれども、そちらの農地を潰しているのに、そちらを工業団地、産業系として潰すのに玉村町も同じような地区で、同じような計画で30ヘク潰すのかというような当然指摘が出てくるというような想定をしております。それをいかに玉村の独自性、またその工業系にしてでも、どういう独自性の工業としてここにこの広大な農地を潰して持って

いくのかということをしっかり話していかないと、農政局のほうの協議は整わないというふうを考えております。その中で、6次産業という話もありますので、その辺も6次産業の話になっていけば、大分除外関係は、大分といいですか、それはまだ希望なのですけれども、少しはいい方向に行くのではないかというふうにも考えておりますので、それも当然含めて、今協議会のほうで議論をしていただくということになっております。

それから、上福島とかの問題にもありますとおり、かなりの時間がかかるということでもあります。できる限り町としましては、この地域の開発関係、この状況を早く進めていこうというふうには考えておりますが、確かにハードルのいろいろな高い部分がありますので、反面、かなり時間もかかるのかなというような気もしております。上福島の7.4ヘクにつきましては、今また違う方法も今考えて、こちらのほうの開発のほうも考えております。いい方向になればというふうにも考えておりますので、その辺一生懸命やっていきたいというふうに思っております。農地の値段につきましては、これからいろいろ不動産鑑定士等との相談もありますし、いろんな近隣の開発状況もありますので、そちらを含めて検討していきたいというふうに思っております。

◇議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

◇13番（宇津木治宣君） しっかりお願いいたします。

続いて、教育長にお尋ねをいたします。もう2学期制がいいのだと、自信を持って答えられると私は、何か答弁を聞いてややすがすがしく思いました。実は、2学期制になるときに、大変玉村町は苦勞したのです。なったら今度はほかが変わったからうちも変わるのだ、これでは困るので、改めて2学期制の意義というのを確認する意味で、私は再検討と言っているわけで、再検討というのは、3学期制にしろと言っているのではないのです。よく私の言葉尻もあれですけども。ただ問題は、高崎市だか戻すときでも、無理して進めたので、今さらその3学期制がいいよとは言えないのだよと、こういう論調の上から変化を、では誰が責任とるのだみたいな話をしてしまうと。だから、いろいろあっても抑えにかわっているというような話も、玉村町ではありませんよ、全国にはそんな話も実はあるのだと聞いています。結局高崎市なんかは、2学期制に吉井町は合併してなりました。3学期制だったそうです。2学期制になったのです。変わると1年か2年でまた戻るとかいと。この説明は容易ではないなと思ったけれども、やっぱり真摯に子供たちのためということで説明をして理解を得るということなのですよ。

だから、私は懸念しているのは、いろいろ行きがかりがあって、3学期、2学期制になったので、もう今さらだよというような話を、そのためにする論議はまさかないとは思いますがけれども、今聞いた話では、そういう印象ではありませんでしたけれども、改めてその辺について、当然進めた先生方に聞けば、よかったよかった、いいのだいいのだという話が当然返ってきます。保護者の皆さんも、これだけ続いていますから、これでいいのだなというふうに何となく思っていますけれども、よく考

えてみると、そろそろ、そろそろ2学期制、要するに国の勧めに乗って2学期制に移行したのだけでも、やっぱりよしたというようなことが相当な数で、群馬県もしかりですけれども、あるわけですね。その背景には一体何があるのかと。やっぱり一見決めたものにまた戻るといっているので、相当な理由があると。

高崎市の理由は、こんなことで書いてありましたので、参考に申し上げましたけれども、そういうことで、流れに乗ってふらふらする根なし草では困ると。私は、研究した形では、2学期制、3学期制、どちらもメリット、デメリットはある。問題は、2学期制のデメリットやメリット、2学期制のメリットを十分生かし切れるかどうかと、ここに尽きると思うのです。では、2学期制だめだ、3学期制になったら、何から何まで全部解決ということではないのです。例えば、夏休み1つとっても、要するに夏休みを自分の克服する課題をしっかりと、十分学習する機会を得られると、こういうふうに言います。確かにそのとおりです。でも通信簿はないと、自分がおくれているのがはっきり認識できない、何をしたいかぼんやり過ごす、こういう意見もあるのです。どっちが正しいのかなと思いますけれども、物は言いようで、どうともとれる話の中で漂っています。教育長、その辺について、例えばなのですけれども、改めてよろしく申し上げます。

◇議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 今のご指摘の夏休みの過ごし方等の問題であります。通知票がないというのは、子供の意見ではございません。保護者の意見であります。保護者は、子供の様子がわからないということで動いてきている。ですから、2回が3回になれば、少しでも子供の様子がわかると。ただ、2学期制を実際にやってみて、今学校の職員が一番大変なのは、通知票は減ったけれども、それ以上に子供に対する連絡等指導が手を入れなければならないということが言われております。それは、夏休みに入る前に通知票というものの自体は、評価のもの自体はありませんが、それにかわるものとして、教育相談をして夏休み、今までこういう状況だったから学力のこういうところはこういう状況だったから夏休み中にぜひこういうところをしてくださいよという、家庭訪問を夏休みにする学校もございます。学校に保護者に来てもらって、3者面談をして直接に話し合いを親と話を、子供と一緒に話を、夏休みの課題を考えるということをやっている学校もほとんどです。ですから、そういう点を考えていきますと、通知票を渡しました、はい終わりです、休みですよということは違って、もっと細かな手が入っているというふうに、今各学校の校長が言っております。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

◇13番（宇津木治宣君） 非常に明快な答弁ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思うのです。物は言いようなのです。通知票がないとやり方がわからないのではないかと、確かにそう

言えばそうなのですよ。子供も親が言っているように、子供だって通知票を見て、これは弱いとかかというのはあると思うのです。それにかわるものが学校でやっているのかどうかということはお話のとおり、夏休みの前に、あんたこれがおくれているから、要するに個別に面談して、これは頑張っておこうねと、そういう個別のいろんな指導の中で有意義な夏休みを過ごせると。それで初めて2学期制は成り立つ。だから、2学期制がいいのではなくて、2学期制に見合うしっかりとしたカリキュラムに基づくこの指導体制というのですか、それが大事だということで、それがとれるのであれば、そんなに心配することはないのかなと思います。

それともう一つ、高崎市なんかでも一番もう一つ物理的な問題で、先ほど運動会が9月の2週間おくれるのですか、これは本来ならもっと早くしておくべきだったですよ、その論法でいけば。どういふことでこの9月の29日でしたか、選ばれたのでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 今年度の小学校の運動会9月29日ということは、昨年の反省をもとにして、まだ夏休み明けのすぐ暑い、今みたいな時期からもう運動会の練習を始めなければならない。ところが、2週間ずらすとまだこれから水泳を少しやってから、次の段階から運動会の練習が始められるということもございます。ただ、年々各いろいろな市町村で運動会が早くなってきたのは、早い時期にやっけてしまおうという部分もありますし、もう一つは、例えば2学期制をやっていると、運動会終わった後にこれから前期の通知票をつくって渡すまでの期間が少ないと。ですから、今有効活用していけば、先生方の中には、もう夏休み中に既に前期の通知票の準備をして、1カ月を通してその間で変化を見れば、そこを変えていけばいいように、もう準備をしているところも、先生方もいらっしゃるということですので、考え方次第ではないかなと思いますし、昨年特に玉村町では熱中症ということで大変社会を心配させてしまいました。そういうことの反省も踏まえて、校長会で運動会の時期を話し合っていて、2週間ずらすということにしたわけです。

◇議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

◇13番（宇津木治宣君） 結局地域によってこの気候が違いますから、海に近いほうだったら38度とか7度とか、そういうのはないのしょうけれども、群馬県の場合は全国1位ですから、館林市が1番だったり伊勢崎市が1番だったり熊谷市が1番だったりすると、位置も真ん中ですからいつも1番かなと、そんな感じぐらいの気候変動を背景に気候状況を考えた上でやっぱりやっていくとなると、相当そのことについてやっぱり気をつけなくてはならない。

子供に聞きましたら、夏は水泳を一生懸命やると。泳げなくなったら運動会と、これがいいのではないかと子供は言っていました。まさに教育長がそういう答弁だったので、よく子供を見ていらっしゃるのだなと思いました。

再検討という意味は、そういうことも要するに日々見直していますというアピールの部分を経ないと、玉村町はおくれているのではないかと、みんななってしまうのにまだぐずぐず1人で2学期制に固執しているよと、こういう話は我々は聞きたくない話なのです。ですから、2学期制のよさが出れば、こういう形で2学期制を頑張っていますというアピールも、ぜひ教育委員会であれ学校のほうからしていただけると。それで、保護者が安心して、では、しばらくこれでやってみようという話につながると思うのです。とどのつまりは、現場の皆さん、教師の皆さん、それからいろんな人の関係者の皆さんの、それに合わせたやっぱり努力の積み重ね、見直しの積み重ねだと思うのです。再検討するということですがけれども、要するにその辺を改めて考え直すとか見直して、この継続を図っていけるなら図っていくというふうにお願いしたいと思います。

最後に、教育長、決意をお伺いして終わりにしたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） ご指摘いただきまして大変ありがとうございました。やはり校長の意見の中にも、3年たったらもう一回見直そうではないかということもありますし、5年を目安に考えていこうと、検討委員会を立ち上げたかどうかという意見もございます。しかしながら、毎年毎年校長会等を含めて、今問題になっていることを協議しながら2学期制のあり方等、去年は特に運動会のあり方、2学期制と運動会のあり方と一緒に考えてきたところがございます。今後もその都度その都度、やはり学期制はともかくとしても、子供にとって本当にいい学期制って何だろうかということを中心に考えないといけないだろうと。保護者のための2学期制ではありませんし、3学期制でもありません。子供にとって一番いい学期制は何であるか。そして、その学期制のあり方を通して子供にいかにつけるかということが、学校教育に課せられた課題だと思っております。

そういう点で、また議員さん方のご支援をいただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

◇議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

◇13番（宇津木治宣君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

◇

## ○散 会

◇議長（浅見武志君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日は午前9時までに議場へご参集ください。ご苦労さまでした。

午後4時49分散会